

報告 3

第 14 期・第 15 期神奈川県生涯学習審議会答申について

1 生涯学習審議会の概要

(1) 設置根拠

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条の規定に基づき、附属機関の設置に関する条例によって、平成4年度に設置。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）
第 10 条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

附属機関の設置に関する条例第 2 条（抜粋）

別表（第 2 条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
神奈川県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内

(2) 設置目的

生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。

2 第 14 期・第 15 期神奈川県生涯学習審議会答申について

第 14 期神奈川県生涯学習審議会（会長：鈴木 眞理（まこと）青山学院大学教授）に対し、平成 31 年 1 月 24 日に県教育委員会が「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問し、第 14 期に 6 回、第 15 期に 4 回の計 10 回の審議を経て、令和 4 年 11 月 7 日に答申された。

答申の概要は、資料 1 のとおり。

< 別添資料 >

資料 1 神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について
（答申概要）

資料 2 神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について
（答申）

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について（答申）の概要

＜答申の概要＞

（１）家庭教育に係る課題

ア 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題

- 家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会構造の変化により、家庭教育が困難な社会になるとともに、子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会となっている。
- 文部科学省の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」では、家庭教育が困難な社会に対する基本的な方向性として、①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる、の３点を示し、地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。
- しかし、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分とは言えない。
- 子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要と考えられる。そのため、家庭教育が困難な社会に対応するために、まず子育て家庭への理解や共感をもちにくい社会への対応が求められる。

イ 「家庭教育」を支える取組に関する課題

- 小学校就学以降における支援体制について、審議会が県内市町村に対して調査を実施したところ、学習機会の提供が多く実施され、その対象は幼児から中学生までの保護者への支援が中心となっていた。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施は少なかった。
- 市町村は、国による「地域子ども・子育て支援事業」を活用して、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等を実施しており、就学前の保護者への支援が制度として一定程度整っている。
- その一方で、小学校就学以降の保護者への支援は、支援体制を構築する制度が少ないこともあり、取組が少ない。

（２）提言

ア 取組の対象

- これからの家庭教育支援では、小学生・中学生の子どもを持つ保護者を対象とした取組を最優先すべきである。その上で、家庭ごとに状況が異なることを十分に考慮してアプローチする必要がある。

イ 取組の方向性

- 現在実施している「学習機会の提供」の取組に加えて、小学生・中学生の保護者を対象とした交流の場や居場所の提供、相談対応を併せて実施することが有効である。
- 保護者の孤立感や不安感へ寄り添うような相談事業を行うことは、家庭と地域社会の分離や家族の小規模化、子育て家庭の減少などによる孤立化が指摘されている中であって、子育てを保護者だけに担わせない環境をつくるという観点からも重要である。

- 支援を必要とする家庭に必要な情報が届いていないという課題が指摘されていることから、保護者への情報提供にあたっては、社会情勢や世代に応じた周知の仕方や発信ツールを工夫するなど、充実・強化が必要である。
- 交流の場や居場所づくりのほか、学校・家庭・地域が協働して地域全体で子育て家庭を見守り、積極的に声をかけていくことは、「子育て世帯にやさしい社会」への実現につながるものとする。
- 文部科学省が、家庭教育支援を考える上で社会の変化に対応していく必要性を指摘していることや、近年は子どもの貧困や子どもが家族の介護等を行うヤングケアラーなどの課題も顕在化していることを踏まえ、社会の変化を的確にとらえて対応することを考慮すべきである。

ウ 県の役割

- 県は、市町村が行う地域のニーズに応じた取組を広域自治体として支援していくことが求められており、先進事例などの市町村への情報提供や家庭教育支援の取組を支える人材育成のための市町村向け研修の充実が必要である。

神奈川県におけるこれからの家庭教育 支援のあり方について（答申）

令和 4 年 11 月

第 14 期・第 15 期神奈川県生涯学習審議会

目次

はじめに	1
第1章 家庭教育支援の現状	
1 家庭教育支援の基本的な考え方	2
2 国の動向	2
3 県の動向	3
4 市町村の動向	4
第2章 家庭教育に係る課題	
1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題	5
2 「家庭教育」を支える取組に関する課題	7
（1）小学校就学以降における支援体制について	
（2）家庭教育支援チームの組織化について	
3 課題のまとめ	9
<コラム>	
○ コラム1 共働き世帯の増加と家庭教育支援	10
○ コラム2 社会教育施設での家庭教育支援の視点	12
第3章 提言	
1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育て世帯にやさしい社会」をめざして～	14
（1）取組の方向性	
（2）具体的な実践事例	
2 県の役割	16
<事例>	
○ 事例1 家庭教育支援の充実（愛川町）	17
○ 事例2 世田谷区版 利用者支援事業の概要（事例取材報告）	18
○ 事例3 厚木市立公民館事業「地域ぐるみ家庭教育支援事業」	19
おわりに	21
<参考資料>	
1 市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について	参資1
2 第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理	参資32
【資料編】	
1 諮問文	資1
2 第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿	資3
3 第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会開催状況	資5
4 生涯学習審議会関連法令（神奈川県生涯学習審議会条例、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋））	資7
5 家庭教育支援関連法令（教育基本法（抜粋）、社会教育法（抜粋））	資9

はじめに

平成 18 年の教育基本法の改正において、「家庭教育（第 10 条）」が新設され、国・地方公共団体は家庭教育支援に努めなければならないことが規定された。

神奈川県教育委員会では、これからの神奈川の教育を見据えた総合的な指針として平成 19 年 8 月に「かながわ教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）を策定している。この「教育ビジョン」では、これからの教育は学校教育だけではなく、家庭、地域、市町村、企業や NPO などとの協働・連携のうえに進めることが求められていることや、夢や希望の実現にむけた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、重要な柱とし、「人づくり」の出発点は家庭であり、その家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭や地域の教育力が低下していること等を指摘している。

これまで生涯学習に関する分野について様々な議論をしてきた神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）では、このような動向を受けて、第 9 期審議会（平成 20 年 6 月～平成 22 年 6 月）において、家庭教育支援を議論のテーマとして取り上げ、「求められる家庭教育支援のあり方について考える（報告）」をまとめた。報告では、行政に期待される家庭教育支援の基本的な視点や、参加型講座等で活用できる「家庭教育支援ブックレット」について提言を行っている。

その後、学校・家庭・地域の連携推進に係る国庫補助事業の拡大や、全国でのスクールソーシャルワーカー活用の進展等があり、平成 30 年 6 月に策定された国の「第 3 期教育振興基本計画」では、家庭・地域の教育力の向上が教育政策の目標の一つとされるなど、家庭教育支援を取り巻く状況は近年大きく変化している。

そうした中、第 15 期審議会では、平成 31 年 1 月 24 日に神奈川県教育委員会からの諮問を受けた第 14 期審議会（平成 30 年 11 月～令和 2 年 11 月）のテーマを継続し、国の示す基本的な方向性を踏まえながら、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援の関わりの整理、行政や地域が家庭を支える仕組み等について審議を重ねた。

本答申は、その審議結果を、第 1 章「家庭教育支援の現状」、第 2 章「家庭教育に係る課題」、第 3 章「提言」として取りまとめたものである。

第1章 家庭教育支援の現状

1 家庭教育支援の基本的な考え方

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つである。

家庭の中での親・保護者と子どもとの関係を基本とし、子どもとの互恵的ななかかわりの中で、子どもが知識や技術、規範や意欲などを身につけていくことを内容とする。生まれたときから始まり、学校教育、社会教育に先立って行われ、人間の生涯全般にわたって影響を及ぼす、最も基本的な教育的営みである。

子どもが日々の生活において、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり等の態度や、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどの資質といった規範等を培っていくうえで、家庭教育は極めて有意義な役割を果たすものといえる。そこでの経験は、大人になってからの社会活動においても、様々な形で反映されるものである。

家庭教育支援について、教育基本法第10条第2項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定している。また、第13条で「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定している。

家庭教育支援とは、家庭教育の主体であるすべての保護者に対して、保護者としての学びや育ちを応援することが基本であり、地域をはじめとした様々なつながりの中で、一緒に家庭教育を行っていく、助け合いながら子どもたちの育ちを応援していくという考え方が重要である。

2 国の動向

家庭教育支援は、主に公民館等で行われる「家庭教育学級」を通して推進されてきたが、平成18年の教育基本法改正で、「国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならない」と規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定され、改めて様々な動きがみられるようになっている。

文部科学省では平成23年から28年にかけて、家庭の教育力向上のための様々な検討委員会を設置し、「家庭教育支援の推進」「中高生を中心とした子供の生活習慣づくり」「家庭教育支援チームの在り方」「中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等」「家庭教育支援手法等」「家庭教育支援の推進方策」についての報告書等を作成している。

このうち、平成23年度に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」作成の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育（平成24年3月）」では、家庭教育支援の基本的な方向性として、①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる

(家庭の人間関係を広げる) ③支援のネットワークを広げる、の3つを示し、これを具体化する有効な方策の一つとして、地域人材を活用した家庭教育支援チーム型支援の普及を挙げている。また、「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」は、平成29年1月にまとめた「家庭教育支援の具体的な推進方策について」の中で、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化推進を提言している。

3 県の動向

県教育委員会においては「教育ビジョン」で、特に集中的、横断的に進めていく必要のある「重点的な取組」として「子育て・家庭教育への支援」を掲げ、社会全体で支えるような子育て・家庭教育を支援する取組を進めるとしている。

〔県教育委員会における子育て・家庭教育支援の取組〕

(1) 子どもの社会的な経験の機会の充実

ア 放課後子ども教室推進事業

- ・ 市町村が実施する放課後や週末等の子どもの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民参画のもと、学習や交流活動を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。

イ 地域未来塾推進事業

- ・ 地域資源を活かし、学習支援が必要な中学生に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾」を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。

(2) 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

ア 家庭教育推進事業

- ・ 家庭教育に関する学習資料や相談窓口紹介カードを福祉部門と連携して作成し、配付することにより家庭の教育力の向上を支援する。

「家庭学習ハンドブック『すこやか』」

新中学1年生の保護者に対し、親子関係や命の大切さ、いじめ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子

「相談窓口紹介カード」

家庭教育に関する相談機関の電話番号等を掲載したカード

イ 家庭教育協力事業者連携事業

- ・ 県教育委員会と県内の事業者が協定を締結し、事業者が保護者である従業員に対して家庭教育支援に資する取組（例えば、有給休暇等を利用し参観日等学校行事への参加を働きかける等）を行うよう促すなど、事業者と連携・協力して家庭の教育力の向上を図る。

ウ 家庭教育支援総合推進事業

- ・ 保護者が安心して家庭教育を行えるようにするため、家庭教育や子育てについての学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の保護者への支援に取り組む市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。

- ・ 家庭教育支援に携わる者の資質向上等を図るため、家庭教育支援員や関係職員を対象とした研修を行う。また、県内における家庭教育支援の総合的な在り方等の検討を行う推進委員会を開催する。

(3) その他

県立高校の公開講座として親子で参加できる「ものづくり体験教室」や、県庁職員を対象として、子どもたちに大人の働く姿を見せる「子ども参観日」、イベントや施設優待など家族のコミュニケーションが深まる環境づくりを行う「ファミリー・コミュニケーション運動」等も実施している。

4 市町村の動向

市町村においては、平成 23 年度に文部科学省が設置した「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が作成した報告書「つながりが創る豊かな家庭教育（平成 24 年 3 月）」において、家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担うことが期待されている。

市町村における家庭教育支援の主な内容は、文部科学省の「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の中で、地域人材の養成、家庭教育支援員の配置、家庭教育支援チームの組織化などの家庭教育支援に関する推進体制の構築のための取組のほか、家庭教育支援に関する取組として、保護者へ学習機会の効果的な提供、親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等であり、これらの取組を地域の実情に応じて行っている。

また、令和元年度に県内市町村に対して第 14 期審議会が実施した「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」（参考資料 1）によると、「学習機会の提供」として「家庭教育支援講演会」や「家庭教育学級事業」、パンフレットやハンドブックの配付等の啓発事業を多くの市町村が実施しており、いくつかの市町村では、親子参加型行事として「親子工作教室」や「親と子の音楽会」等の体験活動、「保育フリースペース」や「保育室開放事業」等の「場の提供」を行う支援活動、「読書普及活動事業（ブックスタート）」や「乳幼児健康相談」等を実施している。

第2章 家庭教育に係る課題

1 「家庭教育」を取り巻く社会的な課題

○ 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもと触れ合う時間がとりにくい

神奈川県は総労働時間は月平均 131.85 時間となっている。所定外労働時間は月平均 12 時間であり、いずれも前年度比で減少しているが、全国平均と比較して長い傾向にある^{※1}。

また、全国の週間就業時間 60 時間以上の男性の割合は、減少傾向ではあるものの、子育て世代については、30 代 9.8%、40 代 9.9%と、男性全体の 7.7%と比べて高い割合である^{※2}。雇用者の共働き家庭が年々増加し^{※2}、児童のいる世帯における母の就業率は 72.4%となるなど、上昇傾向となっている^{※3}。

加えて、家計主の通勤時間は神奈川県が全国で一番長くなっている^{※4}。

さらに、子どもと触れ合う時間は、令和 2 年の調査で平日は「1～2 時間未満」の 27.8%が最も高く、次いで「1 時間未満」が 21.7%であり、「3～4 時間未満」「4 時間以上」の割合は平成 20 年度、平成 28 年度と比較して減少している。労働時間が長くなるにつれ、平日の子どもと触れ合う時間が短くなる傾向もみられる^{※5}。

○ 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがないと推測される

神奈川県は、持ち家の割合が 59.1%で全国 41 位、借家の割合は 37.2%となっており^{※4}、住民の流動性が比較的高いと推測される。

親戚との付き合い方については、「形式的」「部分的」「全面的」を選ぶ設問で、昭和 48 年には「全面的な付き合い」が 51.2%と最多だったが、昭和 58 年に「部分的な付き合い」が 45.2%で最多となり、以降は「部分的な付き合い」が最多となる結果が続いている。また、「形式的な付き合い」とする割合については、昭和 48 年の 8.4%から平成 30 年には 26.2%と、一貫して増加傾向にある^{※6}。

○ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が多い

神奈川県の 1 世帯当たり人員は令和 2 年の推計 2.19 人で全国 40 位。5 年前からは 0.07 人、10 年前からは 0.14 人減少している^{※7、※8}。

横浜市が実施した調査では、「はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんの世話をしたことがない人」の割合は、平成 25 年 74.1%、平成 30 年 74.4%となっている^{※9}。

○ 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経験をもたない人が増えていると推測される

令和元年の全国の単独世帯の割合は 28.8%、昭和 61 年の 18.2%から毎年上昇している^{※3}。5 年おきに行われる国勢調査においても 50 歳で未婚の人の割合は、平成 2 年以降、男性、女性ともに上昇傾向にあり、平成 27 年は男性 23.4%、女性 14.1%となっている^{※10}。

結婚持続期間が 15～19 年夫婦において、出生子ども数が 0 人の（調査総数に占める）割合は、昭和 52 年 3.2%から平成 27 年には 6.2%に上昇している。また完結出生児数（結婚持続期間が 15～19 年の初婚同士の夫婦の出生子ども数の平均値）は、昭和 47 年以降は 2.2 人前後で推移していたが平成 22 年には 2 人を割り込み、平成 27 年は 1.94 人となっている^{※11}。

○ 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっていると推測される

全国、神奈川県のおいずれにおいても、年少人口（0～14 歳）は減少傾向にある。令和元年の神奈川県の年少人口は昭和 51 年の調査開始以来最も少なく、人口構成比は 12.0%となっている^{※12}。また、全世帯数に対する児童のいる世帯の割合は、昭和 61 年では 46.2%だったが、令和元年には 21.7%となっている^{※3}。

このように、家庭と地域社会の分離、家族の小規模化、子育て家庭数の減少など、社会の構造変化により、課題（A）家庭教育が困難な社会になるとともに、課題（B）子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会となっている。

〔課題 A〕 家庭教育が困難な社会	〔課題 B〕 子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会
・ 労働時間や通勤時間に多くを割かれ、子どもと触れ合う時間がとりにくい ・ 地域のつながりや血縁が弱まる傾向の中、身近に子育てのモデルがないと推測される ・ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が多い	・ 家族が小規模化し、自分の子どもを持つまで、子どもに接する経験をもったことがない人が多い ・ 未婚化の進行や、子どもを持たない世帯の増加により、子育て経験をもたない人が増えていると推測される ・ 子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少することで、子どもや子育て家庭が社会の中で見えにくくなっていると推測される

このうち、課題（A）については、文部科学省の現在の施策につながる報告書「つながりが創る豊かな家庭教育（平成 24 年 3 月）」ですでに指摘されているところである。

同報告書では、この課題に対する基本的な方向性として、①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる③支援のネットワークを広げる、の 3 点を示し、「家庭教育支援チーム」型の支援を始めとした地域の多様な主体や地域住民による取組を期待している。

しかしながら、神奈川県内においては、PTA と連携した家庭教育学級や公民館で行う講座等、従来型の家庭教育支援自体は多くの市町村で行われているものの、家庭や支援のネットワークを広げ、地域で子育て家庭を支える取組は、まだ十分に行われているとは言えない。

この背景には、人々の子育てへの理解や共感の不足が考えられる。子育て世帯以外も含めた地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感することが必要と考えられることから、課題（A）に対応するためには、その前提として、まず、課題（B）への対応が求められる。

2 「家庭教育」を支える取組に関する課題

（1）小学校就学以降における支援体制について

課題1 小学校就学以降は、支援策が少なくなっている

家庭教育支援関連の事業では、第14期審議会が県内市町村に対して実施した「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査結果」（参考資料1）によると学習機会の提供が多く実施され、その対象は、幼児から中学生までの保護者への支援が中心となっている。小学校就学以降のこうした事業はPTA等が学校を拠点に行っている。一方、保護者同士の交流の場の提供や相談事業の実施数は少ない。

子ども・子育て支援関連の事業では、国による子ども・子育て支援新制度（平成27年～）の「地域子ども・子育て支援事業」において、「教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する『利用者支援事業』」及び「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う『地域子育て支援拠点事業』」が法定事業となったことに伴い、市町村によって取組状況に差はあるものの、保護者同士の交流の場や居場所の提供、相談事業等が実施され、就学前の保護者への支援が制度として一定程度整っている。一方、小学校就学以降の保護者への支援については、支援体制を構築する制度がないこともあり、取組が少ない。

このように、小学校就学以降の保護者を対象とした交流の場の提供や相談といった支援事業が少ない状況にある。

○ 県内市町村における子どものライフステージ別の保護者への支援事業取組状況

（分布イメージ）市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果より

	就学前	小学校就学以降～中学生まで中心
学習機会の提供	家庭教育支援事業	
相談	子育て支援事業	（支援の実施が少ない部分）
交流の場や 居場所の提供	子育て支援事業	（支援の実施が少ない部分）

●家庭教育支援は、乳幼児から18歳までの子どもを持つ家庭を対象とするが、本答申における対象は就学前から中学生までを中心ととらえる

■：多くの市町村で実施
□：一部の市町村で実施

なお、家庭教育は、自立するまでの子どもを持つ家庭において行われるものと考えことから、その支援は、乳幼児から 18 歳までの子どもを持つ家庭が対象になると考えられる。ただし、地域社会の人々の理解や共感を育み、子育て家庭を支える取組については、まずは顔が見える身近な地域コミュニティで行われることが有効であると考えられることから、本答申における家庭教育支援の対象は、身近な地域が生活の基本となる中学生までの子どもを持つ世帯を中心ととらえることとする。

(2) 家庭教育支援チームの組織化について

課題 2 行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することはハードルが高い

第 14・15 期審議会のこれまでの議論では、地域がすでに様々な役割を担っていることを踏まえ、新たな役割を担うことへの負担感が大きくなっているとの指摘がある。

また、「高年齢者雇用安定法」の改正（令和 3 年 4 月施行）により 70 歳までの就業機会確保が努力義務化され、働く意思のあるシニア世代が継続して働き続けることができる環境が今後整備されていくことで、これまで地域ボランティア等を担ってきた人材が減少する可能性があるという懸念も議論の中で指摘された。

加えて、地域の住民間のつながりが希薄な地域や、地域で様々な団体が活動していても団体同士の横のつながりや団体と自治体とのつながりが希薄である場合、新たに連携した取組を行うことが難しいのではないかとのとらえ方もある。

現在、神奈川県内における家庭教育支援チームは 5 つ（4 自治体）であり、「市町村における『家庭教育支援』『子育て支援』取組状況調査」（参考資料 1）において、チームの組織化を検討しているのは 2 自治体にとどまっていること、家庭教育支援は複数の部署にまたがる施策であるため横の連携や既存の類似施策との整理に課題があること、担い手不足によりチームの継続が困難となることへの懸念等、様々な課題が挙げられた。

さらに、各市町村の組織体制には差があり、市町村の規模や人員、予算等の違いから、市でできることが町村では難しい（またその逆）といった問題も、議論の中で指摘された。

以上のことから、多くの市町村が行政主導で新たに家庭教育支援チームを組織することにハードルの高さを感じていると考えられる。

3 課題のまとめ

「1『家庭教育』を取り巻く社会的な課題」について、課題（A）「家庭教育が困難な社会」の背景には、課題（B）「子育て家庭への理解や共感を持ちにくい社会」で挙げた子育てへの理解や共感の不足が考えられるため、地域社会のすべての人々が、子育てに関心を持ち、理解や共感を涵養することが必要であると整理した。

社会教育は、他者と学び合い認め合うことで、相互のつながりを形成していくものであることが特徴（中央教育審議会答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』）であり、学びを通じて他者への理解や共感を育むことは、まさに社会教育の役割であるといえる。このことから、本答申では、課題（B）への対応に重点を置いて考えたい。

「2『家庭教育』を支える取組に関する課題」については、「課題1」として小学校就学以降の支援体制、特に小学校就学以降の保護者を対象とした交流の場の提供や相談といった支援事業が少ない状況にあると整理した。また、「課題2」として、行政主導で新たに「家庭教育支援チーム」を組織することには、様々な課題があると考えられる。

【出典】

- ※1 神奈川県「神奈川県毎月勤労統計調査地方調査結果報告 令和2年分」
- ※2 内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」
- ※3 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」
- ※4 総務省「平成30年住宅・土地統計調査結果」
- ※5 文部科学省「令和2年度文部科学省委託調査『家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～』報告書」
- ※6 NHK放送文化研究所「第10回『日本人の意識』調査（2018）結果の概要」
- ※7 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 2019（平成31）年推計」
- ※8 神奈川県「平成27年国勢調査人口等基本集計結果（神奈川県の確定数）平成27年10月現在」
- ※9 横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果報告書」（平成25年、平成30年）
- ※10 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2021）」
- ※11 国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・『現代日本の結婚と出産：第15回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』」
- ※12 神奈川県「神奈川県年齢別人口統計調査結果報告 平成31年1月～令和元年12月」

<コラム 1>

共働き世帯の増加と家庭教育支援

義務教育期の子どもをもつ家庭には、共働き世帯が多く含まれる。仕事と家庭生活を営むなか、子どもの教育に様々な悩みを抱える親は少なくない。今後、家庭教育支援を効果的に進めていくには、自治体、教育機関、地域社会などによる連携が望まれる。

夫婦ともに雇用者である共働き世帯は増加の一途をたどっている。それは家庭教育支援にどのように影響していく可能性があるのだろうか。

内閣府『男女共同参画白書令和3年版』によると、平成9年以降、共働き世帯数が片働き世帯（専業主婦世帯）数を上回り、令和2年には共働き世帯が1,240万世帯、片働き世帯が571万世帯と、差は年々広がっている。

背景には、経済的理由などのほか、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛同しない人が増えていることもある。出産後も仕事を続ける女性、子育てが一段落するのを機に再就職する女性は、増加傾向にある。

特に、平成25年に「女性活躍」が政府の成長戦略と位置付けられてから、企業や行政などで様々な施策が展開され、女性の育成や登用、男性の意識啓発などの取り組みが、これまでにない広がりをもって進められてきた。

こうした流れにもかかわらず、義務教育期の子どもをもつ親の悩みが解消されている訳ではない。

そもそも、子どもが学校にいる時間帯や支援の有無を考慮して勤務を選ぶ母親は少なくない。子どもが小学校に上がると保育園時代に比べて仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」も指摘されている。

大学で女性の再就職を支援するリカレント教育に携わっていると、小中学生の子どもをもつ受講生から自身の就業希望とともに、子どもへの思い、母親の役割などとの間で思い悩む声が耳に入る。親交のある共働き世帯の母親たちからも、子どもの教育について切実な日常の話を聞くことがある。

たとえば、「学童保育や小学校の放課後預かり事業のお迎え時間に間に合わず、地域の方に支援を頼みたくても、つながりが希薄で信頼できる人を見つけられない」、「子どもの発達が気になり、専門機関に相談しようにも数か月先の平日しか予約できない。もっと早く対応できれば・・・」などの声を聞く機会もあった。

子どもの成長に伴い、未就学児対象の子育て支援では対応しきれない、幅広い領域にまたがる課題も浮かびあがってくる。

また、男女共同参画の観点からみると、父親の育児参加がさらに進むことが期待される。神奈川県内の家庭における役割分担は、母親が主に育児を担う割合が90%を超え

る（『2019(令和元)年版 神奈川県の男女共同参画年次報告書』）。背景には、通勤時間や労働時間の長い就業者が多く、育児に参加できないなどの状況がある。一方、家庭生活や地域活動に参加するためには、「上司・同僚の理解があること」と答える割合が50%超を占める調査もある（『平成28年度県民ニーズ調査結果』）。

もともと、コロナ禍により状況は一変する。就労面では、小中学校の休校や緊急事態宣言の発出などに伴い、子どもをもつ母親が多い非正規雇用の女性の就業率は低下、ひとり親世帯の生活も厳しい状況に置かれた。生活面でも、在宅勤務が進みつつも、家事・育児の夫婦間の不均衡などが明らかにされている。

これらの課題は、今後、家庭教育支援の領域でも検討される内容となるのかもしれない。義務教育期の子どもを育てる親への支援を効果的に進めていくためには、県内の自治体や教育機関、地域社会、企業、NPOなど、従来の組織の枠組みを超えた連携や情報交換の場ができることが望まれる。

（日本女子大学現代女性キャリア研究所 鈴木紀子）

<コラム 2>

社会教育施設での家庭教育支援の視点

家庭教育支援は主に学齢期の子どもと保護者を対象にした事業展開が課題である。公民館や生涯学習センター、図書館、博物館、青少年会館、野外活動センター等の社会教育施設で具体的にどのような事業が考えうるか、具体的な視点を挙げてみたい。

答申では、家庭教育支援事業の対象と目的・内容を以下のように整理した。

対象	主として小学生から中学生（7歳～15歳）までの子どもと親・保護者
目的・内容	A 子どもへの学習支援 B 保護者への相談支援 C 地域・社会からの理解と共感を広げる

以上を踏まえて、以下にA～Cの3つの視点から事業構想例を示す。

A 子どもへの 学習支援	対象例	- 生活困窮家庭の子ども - 外国をルーツとする子ども
	内容例	- 子どもの居場所づくりと合わせた無料の勉強会や学習相談 - 各施設の学習資源を活用した文化芸術体験・自然体験の提供 例：キャンプ体験、映画上映と感想会、読書感想会、芸術鑑賞
B 保護者への 相談支援	目的	個別相談だけでなく、当事者同士、当事者とボランティア、当事者和其他の参加者が交流でき、気軽に相談できる関係をつくる
	対象例	- 思春期の子どもを持つ親や保護者 - 生活困窮家庭の親や保護者 - 外国をルーツとする子どもの親や保護者
	内容例	「思春期の子どもを理解する」講演・講座と合わせた相談会 - 中学生のいる親や保護者同士の交流サロンや居場所づくり - 外国をルーツとする親・保護者への多言語教育相談 - 親子参加可能な文化芸術体験やスポーツ野外活動プログラム

C 地域・社会 からの 理解と共感	対象例	・ 子ども会・ジュニアリーダー・その他青少年育成団体・NPO ・ 社会教育（施設）関係職員 ・ 学校関係者（PTA、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等） ・ 一般市民
	内容例	・ 孤立化する現代家庭の現状・課題と社会背景を理解する講座 ・ 上記A・Bの事業に資する地域資源（関係団体・機関の活動）の情報共有と支援者ネットワークづくりのワークショップ 📌 とりわけ学校関係者と社会教育関係者の領域横断的な学習資源の共有

家庭教育支援事業を構想する際、子ども食堂や学習支援NPOなどと協働することで、事業展開の可能性が広がる。また、学習支援を「子どもの豊かな人間形成に資する多様な体験機会の充実」という視点で広くとらえ、社会教育施設の多様な学習資源や青少年育成団体の活動ノウハウを活用すると、事業構想の幅も広がるだろう。

（駒澤大学 萩原建次郎）

第3章 提言

1 地域が家庭を支える仕組みづくり～「子育て世帯にやさしい社会」をめざして～

地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちの応援や、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを行うなど、地域で家庭教育を支える仕組みを進めることは、「子育て世帯にやさしい社会」の実現につながるものである。そのため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを行う際は、「子育て世帯にやさしい社会」の視点に立って取り組む必要がある。

(1) 取組の方向性

○目的

保護者が安心して子育てできるよう、保護者が必要な情報を入手しやすくするとともに、子育ての役割を保護者だけに担わせることなく、保護者が肩の荷を下ろせる環境を整える。子育て世帯以外の世帯が、子どもや子育て世帯と接する機会を設けるなど、家庭教育を支える仕組みづくりを行うことにより、子育てへの理解や共感を涵養する。

○対象

事例取材や市町村への調査等から、「保護者を支援する取組」を「家庭教育支援事業」として位置づけている市町村があることや、「子ども子育て支援事業計画」の中に、「家庭教育支援」に相当する事業を構成事業として位置づけている市町村が半数近くあることが分かった。

その理由として、「子育て支援」と「家庭教育支援」は、子育て世帯を支えるという基本的な考え方が共通するということが挙げられている。「子育て支援事業」として実施する事業には「家庭教育支援」の側面があり、その逆も然りである。このため、これらの事業は明確に区分しにくい。

しかしながら、具体的な施策としての「子育て支援」では、もっぱら就学前の子ども及びその保護者を対象としていることから、第2章2の(1)の中で課題として指摘したとおり、小学校就学以降の支援体制、特に小学校就学以降の保護者を対象とした交流の場の提供や相談といった支援事業が少ない状況があると考えられる。

そこで、「家庭教育支援」では、小学生・中学生の子どもを持つ保護者を対象とした取組を最優先すべきと考える。その上で、家庭ごとに状況が異なることを十分に考慮してアプローチする必要がある、ユニバーサル型で「すべての家庭」を支援対象とすることに加え、ターゲット型で「課題が顕在化している家庭」を対象として専門的な支援につなげていくための取組も重要である。

○方向性

小学校就学以降の保護者を対象とした交流の場の提供や、相談といった支援事業が少ないことから、現在実施している「学習機会の提供」の取組に加えて、小学生・中学生の保護者を対象とした交流の場や居場所の提供や、相談対応を併せて実施することが有効と考えられる。

特に、保護者の孤立感や不安感へ寄り添うような相談事業を行うことは、家庭と地域社会の分離や家族の小規模化、子育て家庭の減少などによる孤立化が指摘されている中にあって、子育てを保護者だけに担わせない環境をつくるという観点からも重要だと考える。

また、子どもや保護者への様々な支援がある中、「支援を必要とする家庭に必要な情報が届いていない」という課題が指摘されている。保護者への情報提供にあたっては、社会情勢や世代に応じた周知の仕方や発信ツールを工夫するなど、充実・強化していくことが重要である。

さらに、行政主導で「家庭教育支援チーム」を組織することが困難とされているため、地域の実情に応じて、民間との連携・協働を含めて行政が担い手を検討することが考えられる。担い手としては、近年は地域の負担感が増大している等の課題があることを踏まえ、新たにチームを立ち上げるのではなく、子育てサークル等の既存資源の活用を検討していくことも考えられる。支援を進める上では、子どもや保護者、担い手がアクセスしやすい拠点となりうる施設等を検討することも大切な視点の一つである。地域の公民館が拠点となり事業を実施し、自治会や学校、PTA等と連携した取組事例を参考に、より多くの地域住民が参加できるような工夫も求められる。

このように、交流の場や居場所づくりのほか、学校・家庭・地域が協働して地域全体で子育て家庭を見守り、積極的に声をかけていくことは、社会的な課題である「子育てへの理解や共感を持ちにくい社会」から「子育て世帯にやさしい社会」への実現につながるものと考ええる。

なお、文部科学省は家庭教育支援を考える上で、コロナ禍での家族や社会に対する意識の変化、「新しい生活様式」に対応した働き方の多様化、育児休業取得率の増加など、社会の変化に対応していく必要性を指摘（※）していることや、近年は子どもの貧困や、子どもが家族の介護等を行うヤングケアラーなどの課題も顕在化していることを踏まえ、社会の変化を的確にとらえて対応することを考慮すべきと考える。

※ 「地域の実情に応じたアウトリーチ型支援の充実に向けて ～コロナ禍をはじめとする社会の変化に対応した家庭教育支援の推進について～」(文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課家庭教育支援室 令和3年2月18日開催「全国家庭教育支援研究協議会」)

（２）具体的な実践事例

具体的な実践事例を 17 ページ以降に例示する。

17 ページの事例 1 「家庭教育支援の充実（愛川町）」では、学校を活用した家庭教育支援学級の取組を紹介している。

18～19 ページの事例 2 「世田谷区版 利用者支援事業の概要（事例取材報告）」では、交流の場や居場所の提供と相談事業を併せて実施した取組を紹介している。

19～20 ページの事例 3 「厚木市立公民館事業『地域ぐるみ家庭教育支援事業』」では、公民館を活用して地域で子どもを育てることや、親子と地域の人々との交流を通じて地域の中でのつながりづくりを図る取組を紹介している。

これらを参考として、市町村における取組が進むことを期待したい。

2 県の役割

県は、市町村が基礎自治体として行う地域のニーズに応じた取組を、広域自治体として支援していくことが求められている。

例えば「子育て支援」の「利用者支援事業」では、取組を支える支援員に「子育て支援員研修」の受講が義務づけられており、当該研修の主体が都道府県又は市町村とされている中、県も市町村向けの研修を実施している。これと同様に、「家庭教育支援」についても、取組を支える人材には一定の知識・スキルが必要になると考えられることから、県は担い手となる人材育成のための市町村向け研修の充実を求めたい。内容としては、支援を必要とする家庭に必要な情報が行きわたるよう、市町村を通じて子育て当事者やその周囲の地域住民に向けた情報提供を充実・強化することや、市町村の関係職員等に向けて、家庭教育支援推進のための先進事例を紹介するとともに、市町村間の情報交換や交流機会の提供を行うことが期待される。

<事例 1>

家庭教育支援の充実（愛川町）

家庭教育支援事業のねらいと概要

基本情報

- ※ 所管する部署
生涯学習課
- ※ 事業開始時期
平成 18 年

家庭教育支援事業では、健康で明るい家庭づくりを求め、家庭・地域・学校の連携強化を図り、よりよい家庭や親のあり方、教育観を培い、家庭教育の支援や地域の教育力の向上を推進するため、神奈川県家庭教育総合推進事業費補助金を活用して、愛川町 P T A 家庭教育学級運営事業を実施している。さらには、家庭教育推進のため、リーフレットの作成や町広報誌へ「シリーズ家庭」として特集ページの企画連載をするなど、家庭教育についての理解の促進や重要性の周知に努め、家庭教育支援の充実を図っている。

活動名 愛川町 P T A 家庭教育学級運営事業

「愛川町 P T A 家庭教育学級運営事業」は、町内の小学校 6 校及び中学校 3 校、合計 9 校において 3 年に 1 回行えるよう、毎年 3 校の P T A に委託して実施している。

家庭教育学級については、多くの方に家庭教育に関心を持ってもらい家庭教育への理解を深める機会となるよう、それぞれの学校の児童・生徒の状況や学校の取組等から当該校の家庭教育に適したテーマを設定しているほか、効果的な手法や内容について創意工夫を凝らして、講演会や講座・教室等を開催している。

コロナ禍の令和 2 年度は、学校の感染予防対策を十分に考慮し、密にならないよう、子ども、地域、家庭等に関する取組の「コミュニティースクール」や子どもたちの心理状況を把握するため、「子どものメンタルケア」などをテーマに講演会を開催した。学校と地域との連携、協働の必要性や児童・生徒のメンタルケアの重要性等について、知識を深めることができ、講演後のアンケートでも好評の意見が多く、効果的に実施できたものと考えている。



ポイント

家庭教育学級開催後に当該実施校の「P T A だより」に内容等を掲載して周知しているほか、町全体でも共有を図るため、家庭教育学級を実施した学校の活動内容や取組を毎年 2 月に開催している「愛川町 P T A 活動研究大会」で発表するとともに、P T A 活動の詳細を掲載した大会冊子を作成している。しかし、令和 2 年度は、コロナの影響で「活動研究大会」が中止となったが、大会冊子を各小中学校の全家庭に配布し、家庭教育の推進を図った。

（愛川町教育委員会生涯学習課長 上村 和彦）

＜事例 2＞

世田谷区版 利用者支援事業の概要（事例取材報告）

世田谷区では未就学児の保護者を対象に利用者支援事業（基本型）の拠点として、区役所にセンター機能を担う「ひろば型中間支援センター」、5 総合支所区内に各 1 か所の「おでかけひろば」の計 6 か所が設置され、充実した子育て支援事業が運営されている。

取材対象事業は、世田谷区版の「利用者支援事業」担当課である子ども・若者部子ども家庭課子育て支援担当からの取材をもとに記載する。

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援新制度は、教育、保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することを趣旨とし、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「利用者支援事業」を両輪として成り立っている。

利用者支援事業の中には特定型、母子保健型、基本型という3類型で構成される。特定型は専門職員による保育サービス等に関する相談対応、母子保健型は産前産後を含めて相談に応じるもので、これらの2つは、基本的に窓口で相談を受ける。基本型は行政区の中に組織されるものである。

世田谷区は5か所の総合支所で構成されていて、利用者支援事業の概要において、特定型は5つの総合支所に「子ども家庭支援センター」を設置し、非常勤職員の子育て応援相談員を常時2名配置している。

母子保健型は各総合支所の健康づくり課に非常勤職員の母子保健コーディネーターを配置し、保健師と連携しながら様々な対応を行っている。この子育て応援相談員と母子保健コーディネーターが世田谷版ネウボラ・チームとして機能している。

基本型は、世田谷区役所に利用者支援事業基本型のセンター機能を担う「ひろば型中間支援センター」1か所、加えて5総合支所地区内に「おでかけひろば」各1か所、計6か所の拠点が設置され、それぞれ地域子育て支援コーディネーターを配置している。上記6か所の利用者支援事業基本型の運営はそれぞれ NPO 法人に委託されているが、この委託先は法人格を有する団体としており、法的な立場のない任意団体では受託できない。

ひろば型中間支援センターは、5地区のひろば型利用者支援事業者全体を見て調整等を行うセンター機能を担っている。地域子育て支援コーディネーターは、公的な資格などはないが、子育ての相談・指導等に係る経験や、国が定める研修の受講が条件になっている。このコーディネーターは、各拠点で複数の人が配置されているが、中間支援センターには常時2人、ひろば型には常時1人在席する。

各地域には、児童館や子育てサロン等、子育てに係る「地域資源」が様々あり、そ

れらを活用するためにひろば型利用者支援事業者は地域連携を進めている。また、地域子育て支援コーディネーターは、ネウボラ・チームとも連携し、地域の様々な情報を集約している。

今後の展望、課題としては、一つ目に、地域差を生まない質の平準化を図ること。二つ目は、区内全域の利用者支援の質の向上で、複雑な相談事なども増えてくるなかで、事業者やコーディネーターの質の向上を図る必要がある。三つ目は、ここまで見てきたように、世田谷区は利用者支援事業の体制がうまく構築されているが、これらは基本的に未就学児の保護者が対象となっている一方、就学後の保護者への支援の体制ができていない。切れ目ない支援を就学児の保護者にもつないでいくことが課題となっている。

ここまで見てきた世田谷区の事例は、あくまで子育て支援の取組なので、これを全て社会教育の範囲で行うことは困難であり、どうしても福祉の領域との調整が必要になるであろう。社会教育の範囲ではどこまで具体的な支援ができるかが、この審議会での大きなテーマになると思われる。

(第 14 期神奈川県生涯学習審議会 公募委員 青木信二・小野晴子)

<事例 3>

厚木市立公民館事業 「地域ぐるみ家庭教育支援事業」

「地域で子どもを育てる」という目標を掲げ、地区公民館を核にして地域の各団体が協働しながら、家庭教育支援という視点をもって既存の地域活動を見直し、地域ぐるみで特色のある地域活動に取り組み、地域の中でつながりづくりをめざす社会教育事業である。

平成 25 年 6 月厚木市社会教育委員会において、長年のテーマであった家庭教育に関して社会教育の立場からの具体的施策としてまとめることとなった。

家庭教育支援としてよく見かける施策として、啓発チラシの配布や研修会の開催などの啓発・学習型や、福祉部門が中心となって高度な専門的スキルを持って相談、訪問する個別対処型をよく見かける。

しかしながら、地域社会側から手掛ける本格的な具体的な家庭教育支援の施策はあまり見られない。共働き世帯やひとり親世帯の増加、加えて少子高齢化が進み、核家族化の現状において、孤立する家庭が多く見られ、地域社会のつながりの希薄化は顕著である。このような子どもを取り巻く環境の変化は大きな課題となっている。

だからこそ、社会教育の観点に立ち、地域社会において「人と人をつなぐこと」を再構築し、家庭教育支援の基礎になるだろう「地域で子どもを育てる」という意識を向上

させ、新たな視点で地域活動に取り組むことが必要であると考えた。

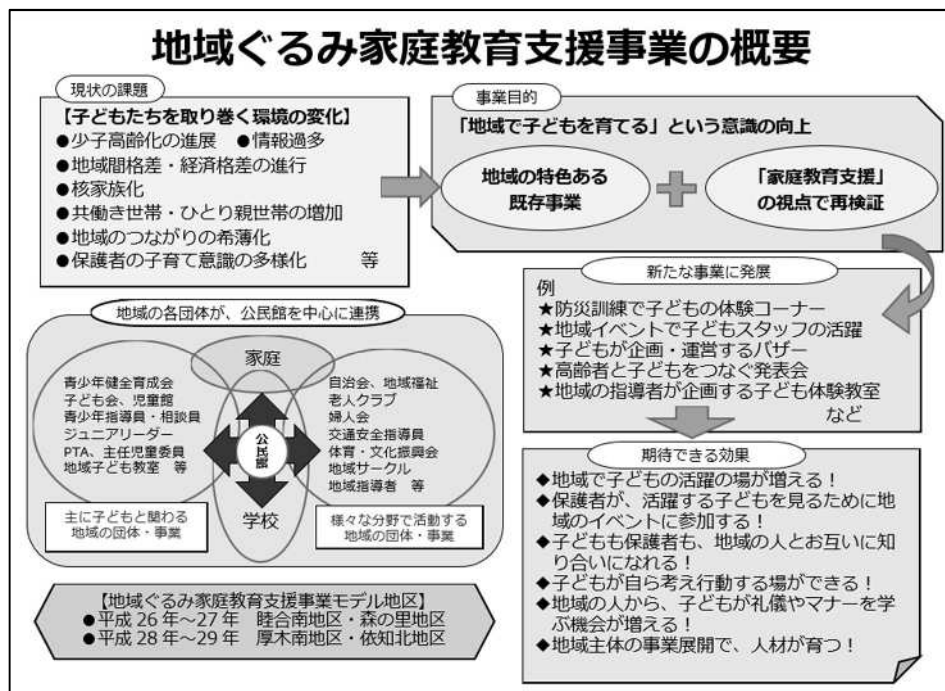
厚木市は 15 地区に地区公民館が設置され、日常的に地域づくりの拠点として様々な特色ある地域活動が日々実践されているが、その地域の既存活動を生かして、家庭教育支援という視点から、地域ぐるみで「地域で子どもを育てる」という意識で地域活動に取り組むことができないかと考えた。

それには、地域内の自治会や青少年育成会や子ども育成会、PTA、青少年指導・相談員、地域福祉や敬老会など多くの地域団体や関係者が地区公民館を核として地域ぐるみで協働することが必須であり、地域の子どもや家庭を意識して特色のある活気あふれた地域活動に再生させることを目的に掲げた。

親子で参加できる地域活動、親子で参加する体験活動など、家庭だけでは経験できない子どもの学びなどの具体例を取りまとめ、加えて家庭間の交流や地域の人つなぎをめぐす地域活動などにも焦点をあて、期待できる効果を考察しながら、家庭教育支援の具体施策として平成 26 年 6 月に「地域ぐるみ家庭教育支援事業」として教育委員会に立案された。

平成 26 年度後期にまずは 2 公民館区をモデル地区に選定して、公民館事業として始まった。加えて地区の実践事例発表や著名な講師を招いての講演やパネルディスカッションを主に構成された家庭教育支援事業フォーラムを毎年開催し、事業の課題や成果を整理しながら事業点検も行うこととした。

事業年度を重ねるたびに実践する地区公民館を増やしながら、平成 29 年度には全 15 公民館区で取り組む事業までになった。家庭内だけでは得られない貴重な学びを子どもも大人も地域の中で体験することで、地域で子どもの活躍が増えていき、それを見るために保護者も地域に出てくる。子どもが縁で知り合いもでき、知らず知らずと地域の中で緩やかな人のつながりができる。家庭教育支援の基盤となるこのような地域づくりを、地道に取り組むことがとても重要である。



(森の里公民館地区館長(元厚木市社会教育委員会議長) 青木 信二)

おわりに

本審議会は、第14期（平成30年11月9日から令和2年11月8日）に6回、第15期（令和2年11月10日から令和4年11月9日）に4回の計10回にわたり、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援の関わり、行政や地域が家庭を支える仕組み等についてなど、様々な観点から審議を重ね、今回の答申をまとめた。

審議の過程では、コロナ禍の影響により対面での事業等の開催がしにくくなったことや、対面開催が可能となっても時間・人数・場所等に制約が課されたことなどを踏まえ、これまでの取組では生じなかった新たな課題を踏まえた今後の取組方策についても議論が交わされた。

その中では、非対面で必要なコミュニケーションを図るための多様なツールとして、リモートでのオンライン開催や、動画配信等を活用した取組の有用性が示された一方で、オンラインだけで実施できると言い切ってしまうことは、社会教育の本質を見落としてしまう危うさもあるといった意見や、対面で行うことの重要性に関する意見もあった。

コロナ禍により、在宅勤務が急速に普及するなど、多様な働き方の実現に向けた動きが加速したことで、保護者の家庭での過ごし方にも変化が生じるなど、家庭教育支援を取り巻く社会状況には、これまで想定していなかった変化が見られる。それに伴って生じている、あるいは表面化している新たな課題については、今もなお、日々変化し続けており、今後どのような取組が求められるのか十分な議論を尽くすための時間的猶予は持てなかった。

すでに3年近くに及ぶコロナ禍では、感染症拡大防止対策として、自治体の人々の移動に対して自粛を求めた時期があったことや、接触の機会をできる限り少なくすることが求められたため、対面での議論が望まれた本審議会の審議を中断せざるを得ない時期が生じ、答申時期に影響を与えることとなったが、神奈川県教育委員会におかれては、家庭教育が学校教育、社会教育とともに教育活動の大きな一つの柱であるということを改めて認識していただき、本答申の主旨を踏まえ、社会全体における家庭教育の向上を図るため、尽力されることを期待したい。

第15期神奈川県生涯学習審議会

(参考資料)

市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について

1 調査の目的

県内市町村が実施している“保護者を支援する取組”を、家庭教育支援事業、子育て支援事業等いずれの位置づけにかかわらず幅広く調査し、実態を把握することにより、社会教育としてできる家庭教育支援の検討に役立てる。

2 実施時期

調査実施時期：令和元年9月～10月

3 調査対象

県内33市町村の「家庭教育支援主管課」および「子育て支援主管課」
(子育て支援主管課へは、家庭教育支援主管課に転送を依頼)

4 回収状況

- ・家庭教育支援主管課 29自治体 (87.9%) 記載事業数：96事業
- ・子育て支援主管課 16自治体 (48.5%) 記載事業数：83事業

5 回答内容

(1)「家庭教育支援」の計画への位置づけの有無

①生涯学習計画と教育に関する計画

(内訳)

生涯学習、教育、両方の計画に位置付け 有り	9	27.3%
生涯学習の計画のみに位置付け 有り	4	12.1%
教育の計画のみに位置付け 有り	12	36.4%
計画への位置付け 無し	2	6.1%
計画なし	2	6.1%
未回答	4	12.1%
計	33	

ア 生涯学習計画単独策定（生涯学習の計画と教育の計画の両方が策定されている）	15	両計画に位置付け有	9	
		生涯学習の計画のみ位置づけ有	4	
		教育の計画のみ位置づけ有	1	
		両計画に位置付け無	1	
イ 教育に関する計画策定	12	教育の計画への位置付け	有	11
			無	1
ウ 計画なし	2			
未回答	4			
計	33			

※生涯学習の計画には、社会教育の計画を含みます(1自治体)

②子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条で、市町村は計画を定めることと規定されている

計画策定有り	16	位置付け有り	15	45.5%
		位置付け無し	1	3.0%
未回答			17	51.5%
計			33	

(2) 実施事業

① 家庭教育支援 (別紙1 別紙2 参照)

- ・ 半分以上が学習機会の提供 (講演会含む)
- ・ 学習機会の提供のほか、体験活動、居場所・交流の場の提供、啓発 等
- ・ 家庭教育支援事業として捉えている範囲が自治体によりかなり異なる (例 おはなし会、ブックスタート 等)
- ・ 事業の対象家庭は、ほとんどが「すべての家庭」
- ・ 7割以上が行政主体の事業
- ・ 連携先としてはPTAが最も多い

② 子育て支援 (別紙3 参照)

- ・ 場の提供や相談事業が多い
- ・ 対象保護者は、6割以上の事業で、未就学児を持つ保護者
- ・ 就学後の子どもをもつ保護者を対象としている事業は、「すべての家庭」対象と「支援が必要な家庭」対象とが半々程度
- ・ 連携先は、民間事業者、NPO、社会福祉法人、任意団体など多様

(3) 家庭教育支援に関する意見等 (別紙4 参照)

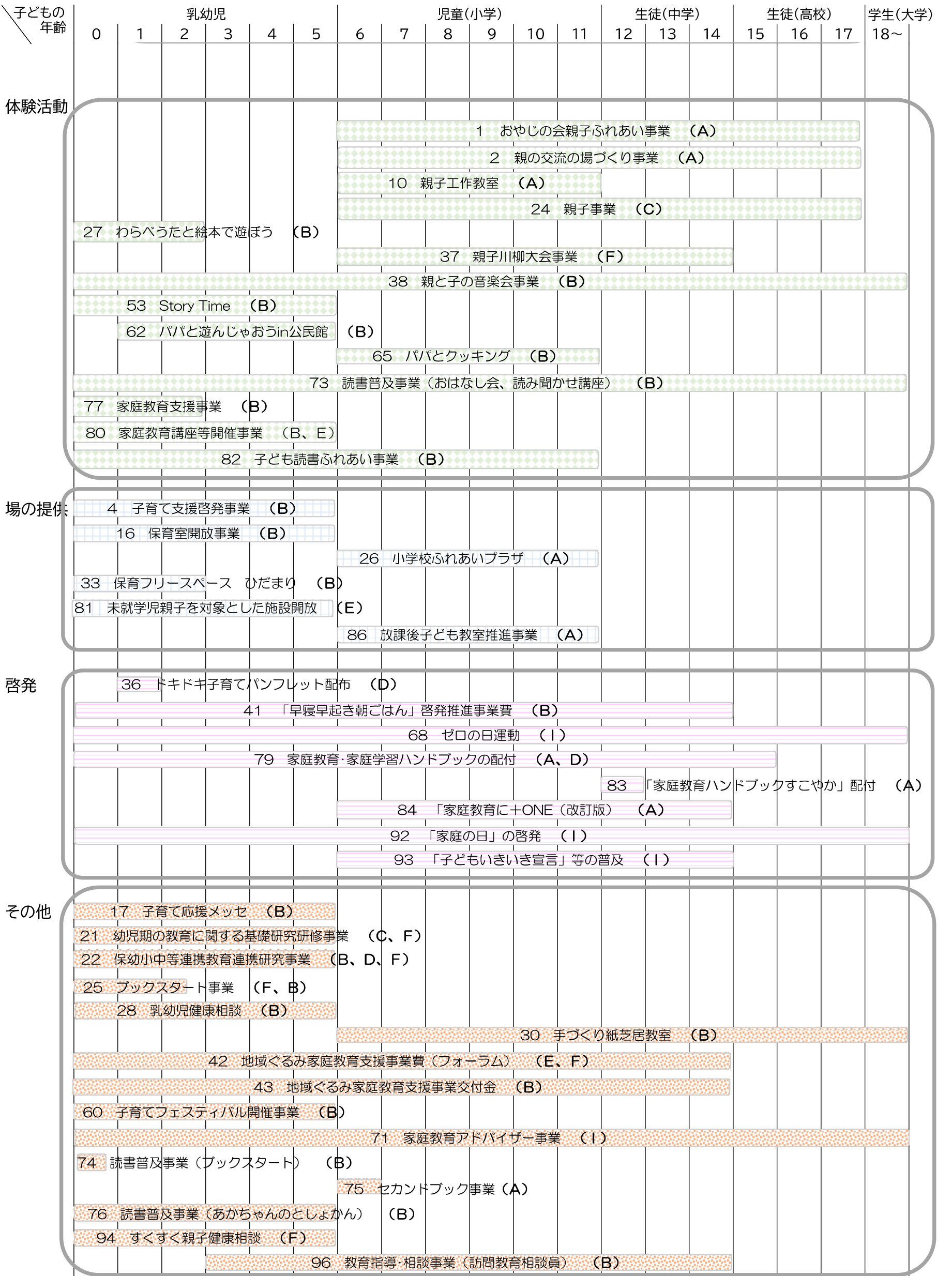
- ・ 回答のあった自治体のうち、条例制定を検討している自治体はなし。
- ・ 「家庭教育支援チーム」の組織化を検討しているのは2自治体

参資3

調査結果＜実施事業：分布＞（家庭教育支援）

（別紙2を分布図にしたもの）

（別紙1）



※「項番14 PTA役員研修会」は、PTA役員のみ対象の事業のため未掲載

公 の 施 設	A	学校（幼稚園、大学含む）	23	24.2%
	B	社会教育施設	56	58.9%
	C	A、B以外の教育文化施設	5	5.3%
	D	社会福祉施設	9	9.5%
	E	複合施設	7	7.4%
	F	その他	10	10.5%
	G	民間施設	0	0.0%
	H	その他	1	1.1%
	I	実施場所指定不能	4	4.2%

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H231)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他
1	おやじの会親子ふれあい事業	教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課	地域主体		H11～20	親子のふれあいや父親の家庭教育参加を増やすこと	小学生、中学生及び高校生	すべて	○内容：おやじの会親子ふれあい事業運営委員会が、自然体験や親子学習会等の活動することによって、親子のふれあいや父親の家庭教育参加を促す ○実施主体：その学校に通う保護者が中心となり組織した「おやじの会親子ふれあい事業運営委員会」 ○実施場所：学校もしくは近隣地	無					
2	親の交流の場づくり事業	教育委員会事務局学校教育企画部学校支援・地域連携課	地域主体		H21～30	機運醸成	小学生、中学生及び高校生	すべて	○内容：親子で参加する体験活動や、子育てについて学ぶ「講演会、学習会」などのイベントを通して、保護者同士、保護者と地域住民等が交流し、地域で気軽に話し合える関係づくりのきっかけを創出する ○実施主体：①おやじの会、P T A又はそれに準ずる団体、②地域住民、③学校教職員が中心となり組織した「親の交流の場づくり事業運営委員会」 ○実施場所：学校もしくは近隣地	無					
3	家庭・地域教育学級	教育委員会事務局生涯学習推進課	行政主体	各区生涯学習支援課(教育文化会館・各市民館・分館)	H21～30	予防	おおよそ1才半から小学校高学年まで ※実施主体の計画・テーマによって異なる。	すべて	子どもを豊かに育む地域社会を創造するために、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し、家庭教育の充実をめざす事業として社会教育振興事業の職員が企画立案し、市民館等で実施している。 短期と長期の学級があり短期は2時間×5コマ以上、長期は2時間×10コマ以上の連続した学級となっており、保護者の学習だけではなく、保護者間のつながりづくりも目的としている。	無					
4	子育てで支援啓発事業	教育委員会事務局生涯学習推進課	行政主体	各区生涯学習支援課(教育文化会館・各市民館・分館)	H21～30	予防	おおよそ0才～未就学児 ※各実施主体の計画により異なる。	すべて	教育文化会館・各市民館・分館において、子どもと一緒に気軽に立ち寄れる広場を開設することで、子育て情報の提供や保護者同士の交流を図る。	有○			○	○	民生委員・児童委員、公益財団法人
5	P T A家庭教育学級講師派遣	教育委員会事務局生涯学習推進課	地域主体	P T A	H元～10	機運醸成	実施するP T A会員	すべて	保護者達が家庭教育について主体的に学ぶ場として開設されている家庭教育学級に、実施者である各P T Aの求めに応じて専門的講師を派遣することで、家庭教育の推進、地域で子どもを育てる環境の推進を図る。	有		○			
6	企業等との連携による家庭教育支援講座	教育委員会事務局生涯学習推進課	行政主体		H21～30	予防		すべて	平日、P T A家庭教育学級や家庭・地域教育学級に参加しづらい企業等で働く人々を対象に、企業の求めに応じて企業に直接出向く出前講座を実施する。 会場は企業等が準備する。 講師交渉等は教育委員会が行う。	有○					
7	家庭教育啓発事業	教育局生涯学習部生涯学習課	地域主体	市立小中学校P T A連絡協議会	H21～30	予防	小学生、中学生	すべて	市内100P T Aが加盟する市立小中学校P T A連絡協議会への委託事業として実施。11のブロック単位で各1事業をブロック担当校のP T A役員が企画から運営までを担う。 内容については、講義形式からワークショップ形式や体験型のものまで幅広く実施。実施場所は主に小中学校の体育館、公民館など。	有		○			
8	公民館家庭教育支援事業	教育局生涯学習部生涯学習課	地域と行政の協働	公民館区内の住民で構成される実行委員会	H21～30	機運醸成	0歳～18歳	すべて	公民館では家庭教育を地域課題としてとらえ、委託事業として「子育て講座」・「思春期講座」等のテーマを取り上げ、幅広い年齢層の子ども達の保護者向けに実行委員会形式で実施。実施場所は各公民館。	有				○	実行委員会
9	家庭教育講演会(委託事業)	教育委員会教育総務部生涯学習課	その他	P T A協議会	H11～20	予防	小学生、中学生	すべて	市P T A協議会に委託し、P T A会員に広く家庭教育の振興方策を考えてもらう一助とするため、家庭教育講演会を開催。そのほかに、読書推進講演会、人権講演会を開催。	有		○			
10	親子工作教室(委託事業)	教育委員会教育総務部生涯学習課	その他	神奈川県土建一般労働組合支部	H11～20	機運醸成	小学生	すべて	神奈川県土建一般労働組合の支部に委託し、小学校P T Aを対象に実施。親子での簡単な木工工作の体験学習・共同作業を通して、親子のふれあいを深め、家庭教育の充実を支援する。	有	○	○			
11	ジュニアカレッジ(指定管理事業)	教育委員会教育総務部生涯学習課	行政主体	教育委員会	H21～30	予防	小学5・6年生	すべて	小学5・6年生の親子対象に、神奈川県立保健福祉大学と共催で講座を実施。「おなかの中にいたときにタイムスリップ! いのちの大切さを考えてみよう」	有					○大学
12	家庭教育講演会	教育委員会社会教育部中央公民館	地域と行政の協働	P T A連絡協議会	H21～30	予防		すべて	【H30実施実績】H30.12.13(於)市中央公民館大ホール「体操金メダリスト内村航平選手の母に聞く～内村流子育て「好き」を伸ばす「ほめて伸ばす～」講師 内村 周子氏参加者 489人	有		○			

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
13	家庭・地域の教育力活性化セミナー	教育部教育総務課	行政主体		H11～20	予防	小学生・中学生	すべて	家庭・地域の教育力を活性化させる目的で、講演会を実施している。	有	○					
14	P T A 役員研修会	教育部教育総務課	行政主体	教育部教育総務課		機運醸成	小学生、中学生、特別支援学校	P T A 役員	内容：4 コース（校外、本部、広報、学年・学級）に分け、講演及び意見交換を実施 従事者：教育総務課職員及びP T A 協力者 実施場所：市役所会議室	有	○					
15	乳幼児家庭教育学級	生涯学習部生涯学習総務課	行政主体	生涯学習部生涯学習総務課		予防	未就学児	すべて	内容：未就学児の子育て中の保護者を対象に、学級形式により、子育てについての学習や子育ての悩みの共有を行い、保護者同士の交流や仲間づくりを支援する。 実施場所：公民館	有				○	○	庁内関係課、公民館サークル
16	保育室開放事業	生涯学習部生涯学習総務課	行政主体	生涯学習部生涯学習総務課		予防	未就学児	すべて	内容：親子の交流と保護者同士の仲間づくりの場を提供する。 実施場所：公民館	有				○	○	民生委員児童員協議会、地区ボランティアセンター
17	子育て応援メッセ	生涯学習部生涯学習総務課	行政主体	生涯学習部生涯学習総務課		予防	未就学児	すべて	内容：子育て情報発信や子育てサークル等の関連団体の紹介、様々な団体の協力によるイベントを実施し、保護者同士の交流の機会づくりや地域における子育てを支援する。 実施場所：公民館	有				○	○	実行委員会、郷土づくり推進会議
18	家庭教育学級事業	文化庁生涯学習課	行政主体		H 以前	心身ともに健全な子どもの育成を図るために必要な、家庭教育に関する知識や技能を習得してもらう	保育園・幼稚園・小学生・中学生	すべて	① P T A 等で実施される学習会等の機会に講師を派遣し、家庭教育の重要性を啓発する講座を開設する。 【実施方法】幼稚園・保育園・小学校・中学校・P T A などから開設希望を募り選定した団体で実施 【H30年度開催実績】「中学生の親としての心がまえ」等延べ38学級 延べ参加者2,053人 ②市内小・中学生の保護者等を対象に、家庭教育についての講演会を開催する（年1回） 【H30年度開催実績】 タイトル：「読み書きの困難とステキな可能性～ディスレクシアでも輝ける子育て・学習支援～」 講師：認定NPO法人エッジ会長 星槎大学特任教授 藤堂栄子氏 期日及び参加者：平成30年12月19日（水）79人	有	○					
19	地域教育講演会・懇談会	教育政策課	行政主体		H21～30	機運醸成	指定なし	すべて	市民ニーズの把握と地域の教育力向上を図るため、教育に関する講演会を開催する。子どもを取り巻く現状から、教育に関するさまざまな課題について、専門の講師から情報提供をいただき、地域・家庭ができることを考える機会とする。	有	○			○		関係各課との共催。県警察（講師）
20	「子どもの教育」講座・講演事業	教育委員会教育推進部教育センター	行政主体		H21～30	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業の成果を踏まえ、講座・講演等を開催し、市民全体の教育への識見を向上させる。	指定なし	すべて	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業の成果を踏まえ、講座・講演等を開催し、市民全体の教育への識見を向上させる。 「教育講演会」市役所を会場に開催 「乳幼児期の子育て・子育て講座」市役所を会場に年2回開催 「乳幼児期の子育て・子育て出前講座」市立保育園を会場に年6回開催 「乳幼児期から思春期の子育て・子育て出前講座」公民館・コミュニティセンター等を会場に年3回開催	有			○			小学校区青少年育成推進協議会

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前/ H1-10/ H11-20/ H21-30/ R1 (H3-1) から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他	
21	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業	教育委員会教育推進部教育センター	行政主体		H21～30	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業を推進し、家庭教育や幼児教育の充実を図り、教育関係者、市民に教育の重要性及び具体的な取組みについて情報を提供する。	指定なし	すべて	幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業を推進し、家庭教育や幼児教育の充実を図り、教育関係者、市民に教育の重要性及び具体的な取組みについて情報を提供する。 「響きあい教育セミナー」 青少年会館を会場に開催。 「響きあい教育シンポジウム」 市役所を会場に開催。	有			○			
22	保幼小中等連携教育連携研究事業	教育委員会教育推進部教育センター	行政主体		H21～30	幼児期の教育に関する基礎研究の成果を踏まえ、保幼小中関係職員、市民が、子どもの成長発達について学ぶ研修機会や情報交換の場を提供する。	指定なし	すべて	幼児期の教育に関する基礎研究の成果を踏まえ、保幼小中関係職員、市民が、子どもの成長発達について学ぶ研修機会や情報交換の場を提供する。 「幼児教育研修会」 市役所を会場に、開催	有			○	○	保幼小連携研究協議会	
23	子育て支援講座「歯みがきって楽しいよ！」	教育委員会教育推進部青少年課体験学習センター	行政主体		H21～30	機運醸成	未就学	すべて	目的：お話と人形劇で子どもの歯の大切さ、歯の磨き方をお子さんといっしょに楽しく学ぶ。 内容：講座は、①歯科医師の話②歯科衛生士による虫歯予防の人形劇③歯科衛生士による説明④歯みがき指導、相談という構成 ①については、歯の大切さ、生まれて数日の赤ちゃんの歯の状態、虫歯のケアの方法などスライドを利用した説明。③、④については歯科衛生士による歯みがきの仕方の説明の後、個別指導や相談。 実施場所：平成30年度までは海岸青少年会館、令和元年度は体験学習センター	有○						
24	親子事業	教育委員会教育推進部青少年課青少年会館	行政主体		H21～30	機運醸成	小学生～高校生	すべて	青少年会館が、年間を通じて親子体験活動の機会を提供する。 親と子が一緒に参加して同じテーマで学習することにより、共通の話題を持ち、親子のふれあいを図る。これにより、家庭教育の充実を支援する。 ・体験の種類 ものづくり体験／自然体験／社会体験 等	有○			○			
25	ブックスタート事業	教育推進部図書館	行政主体		H11～20	機運醸成	0才～1才半	すべて	【内容】子ども読書活動の普及と啓発のために、家庭での読み聞かせが行えるよう読み聞かせの方法と絵本2冊の配布を行う。 【従事者】ボランティア団体、図書館職員 【実施場所】保健所、図書館ほか	有			○			
26	小学校ふれあいプラザ	教育推進部青少年課	行政主体	保護者、地域の方により構成されたプラザ運営委員会	H11～20	機運醸成	小学生	すべて	・放課後に学校の体育館や教室を活用し、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所を設けている。 ・地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動や地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進している。 ・プラザには、子どもたちの安全管理を図る「パートナー」、学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る「学習アドバイザー」 プラザの運営に関し、総合的な調整を担う「コーディネーター」を配置している。 ・事業の実施日は、原則として授業のある月曜日から金曜日までの放課後。	無						
27	わらべうたと絵本で遊ぼう	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H11～20	1. わらべうたを通し、子どもの発達において大切な情緒や感性を育む。 2. わらべうたや絵本の楽しみ方を親子が共に学び、遊びの中から親子が自然に触れ合い、スキンシップをとることによってコミュニケーションの向上を図る。 3. 核家族化により育児への不安や孤立感を感じている母親に対し、同じ子育ての悩みを抱えている親同士の仲間づくりや居場所づくりの場となるよう、少しでも育児不安の軽減の一助となることを目指す。	就園前	すべて	内容：わらべうたを歌いながら手遊びや体を動かし遊ぶ。 また、絵本では月齢に合ったものを選び、読み聞かせを行う。 場所：市立公民館	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体 ※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	その他
28	乳幼児健康相談	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H11～20	身体測定ほか、保健師・栄養士が個別に相談に応じ、乳幼児の育児・栄養相談を行い健康管理がスムーズに実行できるよう支援していく。	乳幼児	すべて	乳幼児の定期検診(身長、体重の測定、栄養相談など)(市保健所健康増進課と共催) 場所：市立公民館	有					市保健所健康増進課
29	スマイリングままサロン	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H21～30	予防	産後4ヶ月～1年以内	すべて	【内容】 「骨盤底筋体操」を中心とした体操を習得し「産後の栄養学(管理栄養士監修)」「妊娠・出産によるホルモンバランスの崩れ」などを学び、3回に分けて「肘を傷めない抱っこの仕方」「身体が楽になる抱っこ紐の位置」「食事の見直し」なども指導された。 また、参加者同士のコミュニケーションをはかり友達作りを行う事などで精神的なケアをし「産後うつ」の予防にもつなげた。 【講師】齋藤尚美さん 【実施場所等】公民館	有					市認可保育園
30	手づくり紙芝居教室	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H21～30	機運醸成	小学生以上	すべて	【内容】 手づくり紙芝居で自分の思いを表現し発表することによって、気持ちを発散させる事や自分の作品を認めてもらう機会を提供した。そして、他の子の発表を鑑賞することで『自分と他人との違い』を感じ他人の考えを受け入れる事を体験した。 【講師】宮崎二美枝さん(手づくり紙芝居サポーター(ボランティア)) 【実施場所】市立公民館	無					
31	小児・乳児応急手当講習会	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		令和元(H31)	乳児・小児に対する応急手当の基礎知識や救命処置などを学ぶ	乳児・小児	すべて	【内容】 乳児・小児に対する応急手当の基礎知識や救命処置などを学び、日常に起こりうる危険に的確に対処できるように応急手当法を学ぶ。成人および小児・乳児に対する、心肺蘇生法・A E Dの使用法・異物除去法などの応急手当など。 【講師】市消防署消防指導課 【実施場所】市立公民館	有					市消防署消防指導課
32	親子で学ぶ経済教室	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H21～30	暮らしにとって欠かせない大切なお金の役割と働きを学ぶ	小学生	すべて	【内容】 毎日の暮らしにとって欠かせない大切なお金の役割と働きを学んだ。お金との関わり方を親子で正しく理解し健全な金銭感覚を身に着ける事により、親子で金銭トラブルを学んだ。 【講師】早野木の美さん(神奈川県金融広報委員会金融広報アドバイザー)(サポーター) 【実施場所】市立公民館	有					神奈川県金融広報委員会
33	保育フリースペースひだまり	教育委員会教育推進部社会教育課公民館	行政主体		H11～20	機運醸成	産後～未就園児	すべて	【内容】 就園前の乳幼児と保護者がゆったりとした時間を過ごすことができる空間や仲間づくりができる場をめざし、地域の保育ボランティアグループの協力を得てフリースペースとイベント(5月：一升もちのお祝い・10月：親子ふれあい工作・12月：クリスマス会)を実施。 【協力】保育ボランティアグループ「たんぽぽ」(8名) 【実施場所等】市立公民館	有					市こども育成部子育て支援課、一般社団法人市観光協会
34	家庭教育推進事業	教育委員会教育部社会教育課	行政主体		H11～20	機運醸成	限定なし	すべて	子育てに関心のある市民及び子育て中の保護者を対象に、家庭教育力の向上と地域全体で家庭教育を支援する機運の醸成を図り、家庭教育講座を開催している。	無					
35	家庭教育支援講演会	文化スポーツ部生涯学習課	行政主体		H21～30	予防		すべて	＜内容＞ 核家族化や少子化等の社会情勢の変化により、親が身近な子育てから学ぶ機会の減少や地域とのつながりの希薄化等が問題になっていることから、子育て中の保護者を対象に、家庭教育支援講演会を年1回開催しています。 ＜従事者＞市職員 ＜実施場所＞市保健福祉センター ＜実施回数＞年1回 ＜その他＞H29年度から市P T A連絡協議会と共催。	有	○				
36	ドキドキ子育てパンフレットの配布	文化スポーツ部生涯学習課	行政主体		H21～30	予防	1歳児半	すべて	＜内容＞ 文部科学省作成の家庭教育手帳を抜粋して印刷し、1歳児半健診時に保護者へ配布している。 ＜従事者＞市職員 ＜実施場所＞市保健福祉センター ＜実施回数＞1歳児半健診時に配布 ＜その他＞ 今後は、各健診時に併せて、チラシの配布も検討。	有					市子ども家庭支援課
37	親子川柳大会事業	文化スポーツ部生涯学習課	行政主体	実行委員会	H21～30	その他	小中学生	すべて	＜内容＞ 普段、思っても言えない親子間の感謝の思いやふれあいの言葉を「川柳」という形で表現することによって、家族同士の心のつながりについて見つめ直す機会を持ってもらうことを目的に開催している。 ＜従事者＞市職員、実行委員 ＜実施場所＞市役所教育庁舎(表彰式) ＜実施回数＞年1回(実行委員会3回開催) ＜その他＞ 実行委員は、学識者1名、社会教育員2名、小学校長1名、中学校長1名、市P T A連絡協議会2名で構成。	有	○	○			

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他
38	親と子の音楽会事業	文化スポーツ部生涯学習課	行政主体	実行委員会	H以前	その他		すべて	＜内容＞ 親と子の絆を深め、家庭・地域のふれあいを育むとともに、子どもたちが音楽の発表の場を通じて豊かな心、自ら学ぶ力などを育む生涯学習の場として開催している。 ＜従事者＞市職員、参加団体 ＜実施場所＞市文化会館 ＜実施回数＞年1回(実行委員会5回開催) ＜その他＞実行委員会は参加団体で構成。	有				○	
39	家庭教育学級交付金	教育委員会社会教育部社会教育課	その他	家庭教育学級開設委員会	H以前	予防	乳幼児、幼稚園児・小中学生	すべて	(開設主管) 市幼稚園保護者会、市立小中学校 P T A 等 (概要) 家庭教育の充実を図るため、幼稚園保護者会、小中学校 P T A 等に交付金を交付し、家庭教育学級の開設支援をする。 H30年度は、54団体実施。	有				○	公民館事業
40	家庭教育情報提供事業費	教育委員会社会教育部社会教育課	行政主体		H21～30	予防	乳幼児、幼稚園児・小中学生	すべて	(概要) 家庭教育の必要性や重要性を啓発するとともに、家庭教育に必要な情報を提供するために幼稚園保護者会、小中学校 P T A 等幼児・児童等の保護者を対象に講演会等を実施する。 H30/6/28「空飛ぶ金魚と世界のひみつ」上映会 H31/1/16「子育ての困ったをヒントに考えてみよう」講演会 H31/2/15「子どもに教える防犯対策」	有		○			地区私立幼稚園協会、私立幼稚園父母の連絡協議会
41	「早寝早起朝ごはん」啓発推進事業費	教育委員会社会教育部社会教育課	行政主体		H21～30	予防	乳幼児、幼稚園児・小中学生	すべて	啓発物品の作成・配布、啓発用チラシ配布等	無					
42	地域ぐるみ家庭教育支援事業費	教育委員会社会教育部社会教育課	行政主体		H21～30	予防	乳幼児、幼稚園児・小中学生	すべて	地域で家庭教育支援を推進するために必要な情報提供や、他市等の実践事例などを、関係団体や地域の方に学習していただき、全市で情報共有を図るために、フォーラムを開催する。	無					
43	地域ぐるみ家庭教育支援事業交付金	教育委員会社会教育部社会教育課	地域と行政の協働		H21～30	予防	乳幼児、幼稚園児・小中学生	すべて	家庭教育の向上を目指すため、「地域で子どもを育てる」という意識の向上を図ることを目的とし、各地区の公民館が中心となり、地域の各種団体が連携して事業を開催し、地域ぐるみで家庭教育向上を目指した事業を開催する。	有			○		
44	平成30年度現代の課題【家庭教育支援】事業	文化スポーツ部図書・学び交流課	行政主体	教育委員会・社会教育委員会	H21～30	機運醸成	未就学児	すべて	実施日：平成30年9月9日・16日(各日曜日)10:00～12:00 +同窓会(平成31年2月24日) 場 所：市コミュニティセンター 内 容：①講義「家庭教育って何？～親の心理・子の心理～」 ②講義「子育て支援体験談」 ③説明「子育ての公的支援～支援制度あります」 ④講義「子育て支援体験談」 ⑤グループワーク「子育ての今～何が必要？何ができる？～」 講師等：①聖セシリア女子短期大学准教授 尾辻俊昭氏 ②絵本の会ソレイユ代表 今宮智子氏 ③市子ども部子ども総務課職員 ④保育の会会員 大澤清美氏 ⑤ファシリテーター：市社会教育委員	無					
45	令和元年度現代の課題【家庭教育支援】事業	文化スポーツ部図書・学び交流課	行政主体	教育委員会・社会教育委員会	令和元(H31)	機運醸成	小学生	すべて	実施日：令和元年11月9日(土曜日)13:00～16:00 協 力：小学校 P T A 場 所：市コミュニティセンター 内 容：①講義「家庭教育って何？」 ②グループワーク「家族で体験学習ができる体験マップの作成」 ③体験学習の実践「自然体験をテーマに親子でできる体験学習」 ④ふり返り「～私ができること」 講師等：①図書・学び交流課社会教育主事 ②図書・学び交流課社会教育主事・市社会教育委員 ③プロ・ナチュラリスト 佐々木洋氏 ④図書・学び交流課社会教育主事ほか	有		○			
46	幼児家庭教育学級「イヤイヤ期をキラキラに変えるハッピー家族のつくり方」	文化スポーツ部図書・学び交流課	行政主体	生涯学習センター	H21～30	課題発見(認知)	1歳から未就学児	すべて	実施日：令和元年5月29日、6月12日、6月26日、7月10日(各水曜日) 場 所：市生涯学習センター 内 容：イヤイヤ期の理由やメカニズムを知り、保護者の気持ちを和げ、子どもの気持ちに寄り添うことで、子どもの健やかな心と体の成長を学ぶ。 ①「その子らしさの育み方」～子どものく遊び>>> ②「子どものしつけと心の整え方」～子どものく基盤>>> ③「子どもとの関係性の作り方」～子どものく対話>>> ④「子育てのためのファミリービルディング」～家族をく創る>>> 講師等：N P O法人子育て学協会研究開発員、C F C(チャイルドファミリーコンサルタント)プロフェッショナル 川合良子氏 N P O法人子育て学協会理事、C F C(チャイルドファミリーコンサルタント)プロフェッショナル 賀来裕子氏	無					

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体 ※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	P T A	N P O 法人	任意団体	他
47	思春期講座 ゆれる思春期の脳と心	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	生涯学習センター	H21～30	課題発見(認知)	思春期 (主に小中学生)	すべて	実施日：令和元年度10月2日、9日、16日(各水曜日) 場 所：市生涯学習センター 内 容：思春期のこどもについて、保護者が正しい知識を得て、子どもに正しく対処できるようになることを目的とする。あわせて、参加者同士思春期の子育ての悩みを共感し、交流する場とする。 ①10代の脳と体のアンバランスについて、最新の脳医学の見地から学ぶ ②10代の脳の性差、子どもとの信頼関係の構築 ③親世代のホルモンバランス(更年期)の知識 講師等：大切にしたいこと。主宰、元育児雑誌編集者 ぼうだあきこ氏	無					
48	乳幼児家庭教育学級「子育て宝箱～子どもからの贈り物～」	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	北部文化・スポーツ・子育てセンター	H21～30	課題発見(認知)	未就学児	すべて	実施日：令和元年10月31日(木曜日)、11月8日(金曜日)、11月16日(土曜日) 場 所：市北部文化・スポーツ・子育てセンター 内 容：子どもとの絆を深め、孤独な育児にならない方法を学ぶ。また、グループワークを行い、参加者同士の共有・共感の場とする。 ①みんな子育て奮闘中～深めよう子どもとの絆<子どもとの関わり方> ②ココロほっこり～絵本づくり<絵本づくりを通しての共有・共感> ③パパとシェアする家事時間<夫婦のあり方・パートナーシップ> 講師等：①安藤幸子氏<淑徳大学・短期大学部非常勤講師> ②石川克子氏<にじの会> ③三木智有氏<家事シェア研究家>	無					
49	幼児家庭教育学級「ママ案講座～親業とユニグラム」	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	学習センター	令和元(H31)	課題発見(認知)	2歳以上小学生まで	すべて	実施日：令和元年9月30日(月曜日)、10月22日(火曜日)、10月29日(火曜日)、11月18日(月曜日)、12月2日(月曜日) 場 所：市学習センター 内 容：親業に基づいた子育て法で子育ての悩みを軽減できる方法を学び、グループワークを取り入れ、子育ての悩みを共有・共感できる仲間づくりの場とすることを目指す講座とする。 講師等：親業訓練協会認定インストラクター・NPO法人日本ユニグラム学会認定アドバイザー 相浦やよい氏	無					
50	児童家庭教育学級「この子がおとなになるまでに～ライフプランを考えよう!」	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	学習センター	令和元(H31)	課題発見(認知)	小学生	すべて	実施日：令和2年2月15日、2月29日(各土曜日) 場 所：市学習センター 内 容：育児のお金にまつわる話をファイナンシャルプランナーによって青少年が大人になるまでにいくらかかるのか、具体的に知る機会を設ける。 講師等：ファイナンシャルプランナー 福島佳奈美氏	無					
51	「ゆめゴンのへや」	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	学習センター	H21～30	予防	乳幼児	すべて	実施日：令和元年4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、9月12日、10月10日、11月14日、12月12日、1月9日、2月13日、3月12日(各木曜日) 場 所：市学習センター 内 容：各回講師やテーマを設定し、子どもが遊ぶ機会を提供する。保護者に対する講座も行い、必要な知識や助言を得たり、保護者同士が交流を持ち、不安の軽減、孤立の解消を図る。 講師等：子育て支援センター保育士、福田保育園保育士、すくすく子育て課、保健師・栄養士、わくわくコーディネーター松田麻利子氏 など	無					
52	児童家庭教育学級「生活力アップ 大人の家庭科～小学生の保護者編～」	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	学習センター	H21～30	課題発見(認知)	小学生	すべて	実施日：令和元年11月4日(月曜日)、11月19日(火曜日) 場 所：市学習センター 内 容：①片付けに関する参加型講座 ②薬膳料理を通して家庭での栄養を振り返る機会作り 家庭での教育や家政学に興味関心を持ち、充実した生活に繋がるように支援する内容。 講師等：①一般社団法人 家事塾 家事セラピスト ②健康ごはん塾 ちゅうがんじみゆき氏	無					
53	Story Time	文化スポーツ部 図書・学び交流課	行政主体	学習センター	H21～30	予防	乳幼児	すべて	実施日：令和元年度4月2日、5月7日、6月4日、7月2日、10月1日、11月5日、12月3日、2月4日、3月3日(火曜日) 場 所：学習センター 3階キッズコーナー 内 容：英語絵本や英語の歌を通して英語の楽しさを伝える。子どもだけでなく、大人も楽しめ、親子で英語に親しむきっかけづくりをする。ハープ演奏もあり。 講師等：川村佳織氏、Story time会員など	有				○	
54	家庭教育講演会	社会教育課	地域と行政の協働		H元～10	機運醸成	中学生以下	すべて	市内の中学校区毎で、小中学校のPTA、青少年健全育成協議会、公民館等が実行委員会を組織し、地域全体で家庭教育について考え支援するための機会として、家庭教育に関する講演会を開催している。 会場は公民館や学校を使用している。	有	○		○	地域の青少年健全育成協議会	

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体 ※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他	
55	家庭教育学級	教育委員会	地域と行政の協働	PTA、保護者会、父母会	H以前	機運醸成	4才～15才	すべて	・内容：全幼稚園、小中学校において、保護者が主体となり、家庭教育学級のテーマを決めて、原則年2回の開催を行っている。 ・従事者：P T A,保護者会、父母会 ・実施場所：8幼稚園、13小学校、6中学校	有	○	○	○	○		
56	こころの育児講座開設事業	教育部生涯学習課	行政主体		H元～10	予防	主に乳幼児等(妊娠中の方やその配偶者も等も含む)	すべて	乳幼児を持つ親や妊娠中の方やそのパートナー等を対象に、新たな学びによって、広い視野での子育てや仲間づくりができるように、ワークショップなどの手法をとって親自身の家庭教育に対する意識の変革をめざす。 主に市役所や文化会館などの公共施設を実施場所とし、家庭教育支援や親同士の仲間づくり等を目的として保育付講座・学級等の事業を実施。	無						
57	家庭教育推進講座開設事業	教育部生涯学習課	行政主体		H21～30	予防	主に乳幼児等(妊娠中の方やその配偶者も等も含む)	すべて	子育て中の親(夫婦)や妊娠中の方とそのパートナー等を対象とした子育て支援講座を開催し、母親一人で育児を背負い込まず、パートナーと共に協力し子育てしていく環境をめざす。 主に市役所や文化会館などの公共施設を実施場所とし、夫婦等を対象とした家庭教育支援等を目的とした保育付講座を実施。	無						
58	家庭教育研究会開催事業	教育部生涯学習課	地域と行政の協働	教育委員会とP T A連絡協議会との共催	H以前	機運醸成	主に小・中学生	すべて	子どもたちの現状を捉え、親のあり方や地域との関わりについて考えることにより、家庭や地域の教育機能の充実と参加者自身の教育力の向上を図る。 P T A連絡協議会と協力し、文化会館の小ホール等を利用して家庭教育に関する講演会を開催。	有	○					
59	子育て家庭教育講座開設事業	教育部生涯学習課	地域と行政の協働	市内各小中学校P T A、市内育児サークル等	H以前	機運醸成	小・中学生又はその支援者	すべて	子どもの発達段階に応じて、家庭教育の意義と役割を体系的総合的に学習するため、市内小・中学校P T A、育児サークル等に対し、子育て家庭教育についての講座開設を委託する。	有	○		○			
60	子育てフェスティバル開催事業	教育部生涯学習課	地域と行政の協働	参加希望団体による実行委員会方式で実施	H11～20	機運醸成	主に乳幼児	すべて	育児サークルや子育て支援ボランティア等が団体同士の情報交換や子どもを対象とした催しの実施等を通じて自らの力量をアップさせるとともに、乳幼児やその家族が支援者となつたりを持ち、学び、楽しんでもらうことで、地域の家庭教育の醸成を目指す事業。 文化会館の小ホール等を利用し、体操・わらべうた・おはなし会・紙芝居・似顔絵・新聞プール等の催しを実施。本年度より参加希望団体による実行委員会方式で運営予定。	有				○	実行委員会	
61	親と子が共に育つ教室	教育部生涯学習課公民館	行政主体		H以前	課題発見(認知)	0歳から未就園	すべて	①開講式(職員・公民館運営審議会委員・保育ボランティア)②仲間作り(パティシエール)③遊び方教室(任意団体)④コミュニケーション講座(任意団体)⑤防災講座(任意団体)⑥絵本の講座(その他)⑦命について考える(大学助教授)⑧コンサート(任意団体)⑨小物作り(任意団体)⑩閉講式(任意団体) 場所はすべて公民館	有	○		○	○		
62	パパと遊んじやおう in 公民館	教育部生涯学習課公民館	行政主体		H21～30	その他	1歳以上未就学児	すべて	こどもの成長と発達に応じた男性ならではの遊び方を学び 男性の育児参加を促し母親のワンオペを防ぐ 市公民館 3階集会室でこどもと男性の保護者(父親・祖父)のみで遊び方を学ぶ(講師は幼稚園の体育主任)	有				○	学校法人、幼稚園	
63	幼児をもつ母親学級	教育部生涯学習課地区文化センター	行政主体		H以前	課題発見(認知)	0歳から未就園	すべて	・開講式・ワークショップ(職員・公民館運営審議会委員・社会教育指導員・保育ボランティア)②子育てのヒント(講師)③調理実習(任意団体)④骨盤体操(講師)⑤子育てファミリーのマナープラン(講師)⑥自分を知るエンアグラム(講師)⑦アンガーマネジメント(講師)⑧閉講式(開講式と同じ従事者) 場所はすべて地区文化センター 30年度実績	有	○			○	○	
64	子育てわくわく学級	教育部生涯学習課地区文化センター	行政主体		H11～20	予防	0歳から未就園	すべて	全8回テーマ開講式、備えあれば憂いなし(防災)、ハッピーマナー術(お金の基礎知識)、子どもとママと自転車と(自転車乗り方など)、大人のための朗読会、子育てであるある(子どもの困ったを共有)、毎日をがんばるママへ(子育てについてのおはなし)、閉講式 場所はすべて市立地区文化センター 令和元年度実施分(R1.5.24～7.12)	有	○	○		○	ボランティア、市役所	
65	パパとクッキング	教育部生涯学習課地区文化センター	行政主体		令和元(H31)	予防	小学生	すべて	1回講座(令和元年実施予定) 父親と小学生の子どもが二人一組となり料理をつくる。 実施場所 市立地区文化センター	無						
66	幼児期・小学校期家庭教育学級委託事業	市民部生涯学習課	行政主体		H以前	各幼保小学校P T A等による家庭教育学級開催を支援する	幼児・児童	すべて	内容：各幼保小学校P T A等による家庭教育学級開催の支援(助成) 支援対象は6小学校P T Aと10公私立保育園・幼稚園P T A等 30年度実績：33学級2,963名参加 従事者：1名(生涯学習課社会教育主事) 実施場所：各幼保小学校会議室・体育館等	有	○					

項番	事業名	所管部署	実施主体 (区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体 ※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1～10/H11～20/H21～30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携先					
										連携の有無	民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他
67	家庭教育学級事業	市民部生涯学習課	行政主体		H以前	選択肢全て	乳幼児・児童・生徒	すべて	①タッチケア講習会 対象：生後2～5ヶ月の乳児とその保護者 内容：親子の絆を深めるためのコミュニケーションの取り方を学ぶ 30年度実績：6講座全18回延べ137組274名参加 従事者：2名（生涯学習課生涯学習班職員） 実施場所：市内公民館和室等 ②カンガルーコアラ学級 対象：2～4歳の子どもとその保護者 内容：親子の絆を深め、親同士のネットワークをつくる 30年度実績：3講座全9回延べ150名参加 従事者：2名（生涯学習課生涯学習班職員） 実施場所：市内公民館和室等 ③さんたろうバスタークル 対象：父親とその子ども 内容：父子でふれあいを深め、父親の育児参加を促進する 30年度実績：2講座（※番外2）全8回延べ265名参加 従事者：2名（生涯学習課生涯学習班職員） 実施場所：市内公民館、市内各体験施設等 その他、子育て練習講座、幼児期家庭教育講演会、人権講演会兼幼小中合同家庭教育学級 等	有	○	○	○		
68	ゼロの日運動	教育部生涯学習課生涯学習担当	行政主体	市・市教育委員会	H21～30	機運醸成	すべて	すべて	テレビやゲームを一体みし、家族の会話やふれあい、コミュニケーションなど、家族の時間を充実させることを目的とした運動。 昨今の社会構造の変化や子どもたちを取り巻く環境の変化により、親子のふれあいが薄れつつあるなか、子どもの豊かな心と家族の絆を育むことのできるよう、毎月10日20日30日は家族で読書に親しんだり、おしゃべりや遊びなどで楽しく過ごす家族ふれあいの日を定着させる運動。	有		○			市内中学校、保育園、幼稚園、市PTA連絡協議会
69	地域家庭教育講座	教育部生涯学習課生涯学習担当	地域と行政の協働	主催：市教育委員会、市内小・中学校PTA及び市内幼稚園保護者の会等	H11～20	予防	幼児～中学生	すべて	地域及び家庭における教育力の充実を図るための学習機会の提供を行う。	有		○			幼稚園の保護者の会
70	家庭教育推進大会	教育部生涯学習課生涯学習担当	地域と行政の協働	主催：市教育委員会、市PTA連絡協議会	H元～10	予防	指定なし	すべて	家庭の教育力の向上及び推進を図るため、開催する。	有		○			
71	家庭教育アドバイザー事業	教育部生涯学習課生涯学習担当	行政主体		H21～30	予防	指定なし	すべて	家庭教育に関する啓発及び情報の提供、家庭教育講座等に係わる指導、家庭教育力向上のための助言及び相談などを行う、家庭教育アドバイザーを設置する。	無					
72	公民館講座事業（子育て学習講座）	教育部生涯学習課生涯学習担当（公民館）	行政主体	（指定管理者）	H以前	予防	指定なし	すべて	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間作づくりのきっかけとする。	有					保育ボランティア
73	読書普及事業（おはなし会、読み聞かせ講座）	教育部生涯学習課生涯学習担当（図書館）	行政主体	（指定管理者）	H以前	予防	指定なし	すべて	子どもや保護者を対象に、おはなし会や読み聞かせ講座を開催し、子どもの読書活動を推進する。	有				○	おはなしグループ
74	読書普及事業（ブックスタート）	教育部生涯学習課生涯学習担当（図書館）	行政主体		H21～30	予防	4ヶ月～5ヶ月児	すべて	4か月～5か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントする。	無					
75	セカンドブック事業	教育部生涯学習課生涯学習担当	行政主体		H21～30	予防	新小学1年生	すべて	新小学1年生全員に本を配布することで、親子で本に親しむ機会や子どもたちが本に出会う機会の提供など、子ども読書活動及び家庭教育の推進を図る。	無					
76	読書普及事業（あからんのかん）	教育部生涯学習課生涯学習担当（図書館）	行政主体	（指定管理者）	H21～30	予防	乳幼児	すべて	火曜日（休館日を除く）の10時から正午までの2時間を、乳幼児連れでも利用しやすいよう子どもの泣き声や話声を制止しない時間帯にし、職員が常駐して保護者からの読書相談に応じるほか、状況に応じて乳幼児向けのミニおはなし会を行う。	無					
77	家庭教育支援事業	教育委員会教育部生涯学習課	行政主体		H以前	親子の豊かな関わり方を育てること	未就園児	すべて	地域で専門に活動する方を講師に迎え、リトミックや親子ピクスなどの体遊びと、図書館職員による絵本のおはなし会を織り交ぜた4日間の子育て講座。	無					

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	PTA	社会福祉法人	任意団体	他
78	PTA研修会	教育委員会 生涯学習課	地域と行政の協働	PTA連絡協議会との協働	H以前	PTA活動の推進と充実を図ること	小学生から中学生まで	すべて	実施場所：福祉文化会館 全体会后、分科会（学級委員会、広報委員会、校外委員会）に分かれ研修を実施。 学級委員会：スクールカウンセラーを講師に迎え、「子供の可能性を伸ばす子育て方法」と題し講演。 広報委員会：広報担当を講師に迎え、「読みたくなる広報誌をつくらう!」と題しワークショップを実施。 校外委員会：警察署職員を講師に迎え、「子どもの交通安全～ゆとり号を体験して交通ルール、マナーを学ぶ」と題し講演と、体験型の交通安全車を体験。	有	○				
79	家庭教育・家庭学習ハンドブックの配布	教育委員会 教育総務課	行政主体	学校教育課	H21～30	予防	0歳～15歳	すべて	0歳から15歳までの子を持つ家庭に、家庭での教育の一助としてもらうため、発達段階に応じた子育てや家庭学習のポイントをまとめたハンドブックを検診時、転入届時に対象世帯へ配布した。また、ハンドブックの活用を促すために、ホームページに掲載をした。	無					
80	家庭教育講座等開催事業	教育委員会 教育総務課	行政主体	公民館(指定管理)	H21～30	機運醸成	未就学	すべて	①ママとベビーのふれあい体操 内容：0歳児の母子を対象に無理のないストレッチ運動を通じて、母親の健康づくり、母子の絆づくり、ママ友づくりを支援する。 従事者・実施場所：町民センター 10/10(水)、10/22(月)10:30～11:30 参加者親子 合計40人 ②親子リトミック教室 内容：1歳から1歳半と未就学児の2コースでリズムに合わせたリトミック運動、造形あそび、音楽鑑賞 従事者・実施場所：文化福祉会館 11/9(金)10:00～11:00、11:00～12:00 11/16(金)10:00～11:00、11:00～12:00 参加者 合計92人	無					
81	未就学児親子を対象とした施設開放	教育委員会 教育総務課	行政主体	公民館(指定管理)	H21～30	機運醸成	未就学児	すべて	①親子サロン 内容：未就学児の親子対象に部屋を開放する 実施場所：文化福祉会館 実施日：月～金曜日の午前中 ②親子のための開放スペース 内容：未就学児の親子のために部屋を開放する 実施場所：文化福祉会館 実施日：毎週月・金曜日の午前中	無					
82	子ども読書ふれあい事業	教育委員会 教育総務課	行政主体	総合図書館(指定管理)	H11～20	機運醸成	未就学児～小学生	すべて	①おひざにだっこのおはなし会 内容：0～2歳児の親子対象に読み聞かせを毎月2回開催 実施場所：総合図書館 ②おはなし会 内容：未就学児対象に毎週土曜日開催。夏休みと冬休みに季節にあわせた「スペシャルおはなし会」として特別編を実施。	有			○	読み聞かせボランティア	
83	「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付	教育委員会 教育総務課	行政主体		H以前	予防	中学1年生	すべて	新中学1年生の保護者に対して、命の大切さ、いじめ、不登校への対応など子育てや子どもの教育を考えるための参考となる冊子を配付 ・配付対象：公立中学校の1年生の保護者 ・配付時期：中学校入学式	無					
84	「家庭教育に+ONE(改訂版)」	教育委員会 生涯学習課	その他	PTA連絡協議会と教育委員会	令和元(H31)	ルールを守ることの大切さ、家庭学習のすすめ方、ゲームやスマホの使い方について家庭と子どもたちの話題にし、家庭教育の一助とするため	小学校1年生～中学校3年生	すべて	小学1年生～中学3年生の保護者に対して、早寝・早起き・朝ごはん、スマホ、など子育てや子どもの教育を考えるための参考となるリーフレットを配付。 ・配付対象：公立小・中学校の保護者(家庭教育) ・配付時期：9月	有	○				
85	PTA家庭教育学級	教育委員会 生涯学習課	地域と行政の協働	教育委員会とPTA	H以前	予防	幼稚園・小学校・中学校	すべて	P T Aが中心になり家庭教育に関する講座を開き、話を聞いたり話し合ったりして子育てについて理解を深め、適切な家庭教育の在り方を学習したり、一人で悩まないで、仲間をつくり、子どものこと、地域のことなどを情報交換する場を設ける。実施場所は、各園・学校。幼稚園は年3回程度、学校は年2回程度開催する。	有	○				
86	放課後子ども教室推進事業	教育委員会 生涯学習課	行政主体		H21～30	機運醸成	小学生	すべて	放課後や長期休暇中の子どもの居場所づくり 放課後子ども教室コーディネーター・学習アドバイザー・安全監理員 各小学校体育館・グラウンドなど	無					
87	乳幼児家庭教育学級	教育委員会 生涯学習課	地域と行政の協働	連絡協議会(保護者会代表)	H11～20	機運醸成	幼稚園・保育園・こども園3～5歳児	すべて	今年度は親子ヨガ教室(小学校体育館)、昨年度は音楽鑑賞会(生涯学習センター)。 毎年、連絡協議会で内容を決定している。	有			○	連絡協議会(保護者会)	
88	家庭教育推進事業	教育委員会 生涯学習課	地域と行政の協働	教育委員会、PTA	H以前	予防	年齢制限なし	すべて	各小中学校で家庭教育に関する講座の開催 ・体験型教室の講師、講座を実施する講師 ・PTA、及び生涯学習課学習課担当者 ・小中学校の体育館、教室 実施例 大島武『子どもとのコミュニケーション』 三森文枝『ヨガ教室』 藤木紀子『スクラップブック教室』	有	○				

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/行政の協働/その他から選択	実施主体※所管部署と異なる場合に記入	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先				
											民間事業者	P T A	社会福祉法人	任意団体	他
89	子育て学級	教育委員会教育課	行政主体	教育委員会	H以前	機運醸成	就学前	すべて	「子育てとスポーツ～幼児期の運動の重要性と子育てママの体力作り～」 教育委員会職員、託児ボランティアの会 町民センター 講堂	無					
90	子育て学級	教育委員会教育課	行政主体		H11～20	機運醸成	就学前及び小学校低学年	すべて	「親子コンサート ～音楽ユニット ミツル&りょうた」 教育委員会職員、託児ボランティアの会 町民センター 講堂	無					
91	家庭教育学級開催事業	社会教育課	行政主体	教育委員会	H以前	課題発見(認知)	保育園～中学校	すべて	<H31実施内容> ①6/24 「心が折れない子を育てる親の習慣」 講師 宮島賢也 会場：町民体育館 ②9/10 「スマホのある子育てを考えよう」 講師 松田直子 会場：防災コミュニティセンター ③12/5 「お片付けで手に入れるハッピーライフ」 講師 村田美智子 会場：防災コミュニティセンター <H30実施内容> ①5/25 「叱らなくても子どもは伸びる」 講師 親野智可等 会場：町民体育館 ②6/22 「毎日のあなたの〇〇が、わが子の〇〇を決める」 講師 阿部誠一 会場：町民体育館 ③11/9 家族に笑顔・子どもに「生きる力」を！ 講師 村田美智子 会場 町民体育館	有	○				
92	「家庭の日」の啓発	教育委員会生涯学習課	行政主体		H以前	予防	指定なし	すべて	広報紙で、毎月第3日曜日の「家庭の日」について啓発するとともに、町ホームページ等でP T Aの活動を紹介するなど、家庭教育に関する情報提供に努める。	有	○				
93	「子どもいきいき宣言」等の普及	教育委員会指導室	行政主体		H21～30	予防	小中学生	すべて	自治体ホームページに「子ども生き生き宣言」を掲載するとともに、「子育ていきいき宣言」写真コンクールを実施し、各家庭への周知に努める。	無					
94	すくすく親子健康相談	民生部健康推進課	行政主体		H11～20	課題発見(認知)	未就学	すべて	母親等の育児不安や負担を軽減し安心して子育てができるよう、保健師・看護師等による育児・健康相談を実施する。	無					
95	P T A家庭教育学級	教育委員会生涯学習課	地域と行政の協働	小中学校P T A	H以前	予防	小中学生	すべて	よりよい家庭や親のあり方、家庭の教育力を向上させるため、小中学校P T Aが企画・運営する家庭教育学級を開催する。	有	○				
96	教育指導・相談事業(訪問教育相談員)	教育委員会事務局学校教育課	行政主体		H21～30	域内の幼・小・中に在籍する子ども及び保護者への教育に関する相談活動を行い、よりよい教育環境の整備等に努める。	幼稚園・小学校・中学校	すべて	訪問教育相談員による来所・電話相談及び学校訪問を行い、支援の必要な家庭に対して相談業務を行う。	有				○ 保育園	

項番	事業名	所管部署	実施主体 (区分) 行政主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1～ 20/H21～ 30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先						
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他	
1	地域子育て支援拠点事業	こども青少年局子育て支援課	その他	民間事業者、NPO法人等	H11～	地域の子育て支援の核(詳細は内容を参照)	未就学児	すべて	各区に1か所(サテライト設置区は2か所)ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行っている。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発も行っている。また、子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言なども実施している。	有	○	○	○	○	○	公益財団法人等	
2	親子のつどいの広場事業	こども青少年局子育て支援課	その他	NPO法人等	H11～	交流の場の提供、相談及び情報の提供等	未就学児	すべて	主にNPO法人などの市民活動団体が運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行っている。また、一部の親子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行っている。	有	○	○	○	○			
3	保育所子育てひろば・幼稚園広場事業	こども青少年局子育て支援課	その他	民間事業者	H元～	予防	未就学児	すべて	子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供している。	有	○						
4	子育て支援者事業	こども青少年局子育て支援課	地域と行政の協働		H元～	機運醸成	未就学児	すべて	保護者が子育ての不安を軽減。解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりしている。	有				○	○	地区センター、地域ケアプラザ等	
5	子育て家庭応援事業	こども青少年局子育て支援課	地域主体		H11～	機運醸成	小学生以下	すべて	小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「登録証」を提示すると、子育てを応援するサービスが受けられる。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができるとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを暖かく見守り、応援するまち」を推進している。	有	○						
6	地域子育て支援事業(地域子育て支援センター事業)	こども未来局企画課	地域と行政の協働	社会福祉法人、公益財団法人、NPO法人など	H11～	予防	0歳から就学前	すべて	地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助等の実施	有			○	○	○	○	公益財団法人、学校法人等
7	地域子育て支援事業(ふれあい子育てサポートセンター事業)	こども未来局企画課	地域と行政の協働	社会福祉法人、特定非営利法人	H11～	予防	生後4か月～小学6年生	すべて	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業の実施	有			○	○			
8	母子保健指導・相談事業	こども未来局こども保健福祉課	地域と行政の協働	民間事業者、NPO法人など	H以前	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携	0歳～18歳	すべて	各区保健福祉センターにおける母子保健健康手帳の交付・相談の実施、両親学級等の開催による出産・育児支援、乳幼児家庭への新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施、養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	有	○	○					
9	子ども・若者支援推進事業	こども未来局青少年支援室	地域と行政の協働	民間事業者	H11～	予防、課題発見(認知)、つなぎ・連携	0歳～18歳	すべて	児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進	有				○			
10	ショートステイ事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H21～	予防	0歳～18歳	困難	保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になったときに、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業。	有			○				

項番	事業名	所管部署	実施主体 行政主体/地域主体/地域主体と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1- 10/H11- 20/H21- 30/R1(H3 1)から選択	目的 予防/課題発見（認知）/つなぎ・連携/機 運醸成/その他から 選択（その他の場合 記入）	対象保護者	内容	連携の有無	連携先					
										民間事業者	PTA	NPO法人	社会福祉法人	任意団体	他
11	育児支援家庭訪問事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11～	予防	0歳～18歳	困難	さまざまな理由で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る。	有	○	○		○	助産師
12	要保護児童対策地域協議会運営事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11～	予防	0歳～18歳	困難	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等を早期発見し、適切な支援を図るため、児童福祉法により規定された要保護児童対策地域協議会を設置運営する。 保健・医療・福祉・教育・警察・弁護士等の関係機関により組織され、全体会議、実務担当者連絡会議、サポートチーム会議を開催し、連携した支援を行う。	有	○		○	○	警察署、保健所、児相、消防局、教育委員会、小中学校
13	こども青少年相談事業	こども育成部こども青少年支援課	行政主体		H11～	課題発見（認知）	4歳から概ね20歳まで	困難	4歳から概ね20歳までの子ども、青少年とその保護者を対象に、家族関係の悩みや発達や学習の遅れ、子どもの行動上の悩み等に対し、概ね月2回から月1回の頻度で公認心理師および臨床心理士資格取得者による心理面接を行っている。実施場所は、当課面接室。子どもと保護者それぞれに担当者が付き、1回につき50分程度の面接を実施。	無					
14	地域子育て支援拠点事業	こども育成部保育課	地域主体	NPO、民間業者	H21～	機運醸成	0歳児から未就園児	すべて	【NPO】・・・賃貸集合住宅内、健康福祉センター内 【NPO】・・・商業施設内、健康福祉センター内 【民間業者】・・・健康福祉センター内 【直営】健康福祉センター内	有	○	○			
15	ファミリー・サポート・センター	こども育成部保育課	地域主体	NPO	H11～	機運醸成	3か月～6年生	すべて	「子育ての援助を受けたい人（よろしく会員）」と「子育ての援助を行いたい人（おまかせ会員）」の橋渡しをすることで、安心して子育てができる環境づくりを目指す。 ・保育園・幼稚園・小学校及び学童クラブ（以下、保育施設）の開始時間までは、または保育施設等の終了後の託児。 ・保育施設等への送迎 ・よろしく会員の病気や、冠婚葬祭、学校行事その他急用事の託児。	有		○			
16	地域子育て支援センター事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11～	予防	未就学児	すべて	地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターを市内4か所に設置する。常勤の子育てアドバイザーを配置し、また保健師・助産師・栄養士等による講習や情報提供を行う。	有			○		
17	つどいの広場事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11～	予防及び地域における機運醸成	未就学児	すべて	市内4か所の「つどいの広場」において、親子同士の交流や子育てアドバイザーによる相談・援助・情報提供等を実施する。また、地域において「つどいの広場」に準ずる活動をする団体に対し助成を行い、活動を支援する。	有		○	○	○	
18	子育てふれあいコーナー事業	子ども青少年部子育て企画課	行政主体		H11～	予防	未就学児	すべて	市内の子どもの家や児童館において、保育士と子育てボランティアによる情報提供や育児相談、親子同士の交流の場の提供を行う。	有	○				
19	ファミリー・サポート・センター事業	子ども青少年部子ども家庭課	地域と行政の協働		H11～	予防及び地域における機運醸成	0歳から小学校6年	すべて	地域における互助組織「市ファミリー・サポート・センター」を運営する。手助けを希望する子育て家庭と、手助けを行うことが出来る地域住民のそれぞれの登録者による組織を構成し、アドバイザーの仲介のもと、相互で助け合う形の育児支援活動を行う。（活動内容：保育所送迎、病児・病後児の預かり等）	有		○			
20	児童虐待防止対策事業		行政主体		H11～	課題発見（認知）	20歳未満	困難	児童や保護者等からの相談を受け、専門的な助言・指導を行う。また児童相談所や警察機関、医師会、市内関係者及び行政関係者等からなる「市要保護児童対策地域協議会」及び「部会」を組織し、各々の専門性を活かして連携することにより、特に支援を必要とする家庭に対し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と指導・支援を行う。	有	○		○	○	児童相談所等

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前 /H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
21	地域育児センター事業	こども育成部保育課	行政主体		H21～	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する	乳児又は幼児	すべて	1. 内容 (1) 保護者と子どもの交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 2. 従事者 市職員(保育士) 3. 実施場所 保育園 ※その他公立保育園、民間保育園においても、園庭開放事業や育児相談事業等を行っている。							
22	家庭児童相談事業	こども育成部こども育成相談課	行政主体		H以前	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上	0歳～17歳	すべて	管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、 ・実情の把握 ・情報提供 ・相談・指導 ・関係機関等との連絡調整 等の支援を一体的に提供する。 所定の資格を有する職員及び家庭児童相談員が上記の業務に従事。	有					○	児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法権擁護関係、配偶者からの暴力関係等
23	子育て支援センター事業	こども育成部子育て支援課	行政主体		H元～	駅前等の4つの子育て支援センターが相互に連携を取りながら、子育て支援家庭に対する相談、情報提供を行い、地域の子育て環境の充実を図る	未就学	すべて	1 内容 ・子育てアドバイザーによる子育ての何でも相談 ・子育ての様々な情報提供 ・子育て中の保護者がくつろげるフリースペースの提供 ・子育てサークル活動や、子育てサロンの実施に関する相談・支援 2 従事者 委託事業者(子育てアドバイザー等) 3 実施場所 4か所の子育て支援センター ※子育て支援センター(1か所)では、利用者支援専門員を配置し、身近な場所で情報提供、相談・助言等を実施している。	有					○	児童福祉関係等
24	子育てアドバイザー事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11～	機運醸成	未就学	すべて	核家族化などにより増加しつつある育児不安を抱えている保護者に対し、地域でできる子育て支援策として、子育て相談やアドバイザーができる人材を育成・支援することを目的とし、厚木市内在住で、地域でボランティアとして活動したいと考えている者又は活動をしている者で、子育てアドバイザー講習会の受講を申し込んだ者に対し、子育て支援センター主催による講習会を年2回開催する。 講習会は1回あたり2日間の座学(子どもをとりまく環境、病気の発見と対処法、子どもとの遊び方、事故と応急対策、食事と栄養など)と、半日の保育所実習を行っている。	無						
25	子育て支援センター事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H元～	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。	未就学	すべて	・子育てサロン： 年末年始及び祝日を除く9時から16時まで開催。保育士が常駐し、育児不安等の相談等を行う。 ・移動子育てサロン： 市内児童館等に保育士が月1回出向き、育児不安等の相談等を行う。(午前中。月30回程度開催) ・子育て講座： 親子ふれあい遊び、ベビーマッサージ等を月5回程度開催	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分)	実施主体	開始時期	目的	対象保護者	対象家庭	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
26	地域子育て支援拠点事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11～	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。	未就学	すべて	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。	有				○		
27	育児支援家庭訪問事業（スマイルサポート事業）	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11～	育児のストレス等により、不安や孤独等を抱えている家庭等に対し、保育士の家庭訪問による育児等の相談・助言を実施する。	未就学	困難	本来、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、適宜、保育士の訪問による育児等の支援を実施し、家庭における安定した児童の養育を図っている。	無						
28	ファミリー・サポート・センター事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H11～	機運醸成	生後3か月から小学生まで	ファミリー・サポート・センター登録会員	地域において、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が相互で育児援助を行う。 依頼会員は援助を受けたい場合はセンターに対し申込みを行う。センターは、援助の内容、日時等を確認し、申込内容に妥当な提供会員に連絡する。児童等を預かる援助は、原則として提供会員の家庭にて行う。依頼会員は提供会員に対し、市が定める報酬を支払う。	無						
29	子育て支援託児サービス事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21～	行政と商業の複合施設の利用者を中心に気軽に施設を利用できるように子どもの一時預かり事業を実施することで、家族、夫婦やグループでゆつくりと施設を利用することができ、にぎわいあふれるまちづくり、併せて子育て中の家庭の育児疲れ解消等を図ることを目的とする。	満1歳から小学3年生まで	複合施設利用者及び託児した児童等の体調急変等の緊急時に10分程度で託児場所まで戻れる保護者	・従事者： 委託契約による保育士等 ・実施場所：複合施設内 託児室「わたぐも」 ・託児時間等： 休館日を除く、9時から18時まで。当該児童1人あたり連続4時間まで利用可（1時間未満の利用は1時間とみなす） ・利用料金： 当該児童1人につき、1時間あたり500円	有	○					
30	子育てリフレッシュ事業	こども未来部子育て支援センター	行政主体		H21～	予防	未就学	すべて	・日々の育児や家事で忙しい子育て中の保護者に、子育てから離れ一息つける時間やリフレッシュできる場を提供し、保護者相互がコミュニケーションをとることで、育児ストレスや孤独感の解消を図り、良好な子育て環境の充実を推進することを目的とする。 ・無料託児付きの、食育・育児・教養等をテーマにした講座を年5回程度開催する。（1講座あたり3時間前後） ・託児対象は、満1歳以上の未就学児。（条件を満たしていれば託児未利用でも参加可） ・参加費のほかに、久保子どもの未来応援基金を活用する。	有	○					

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分)	実施主体	開始時期	目的	対象保護者	対象家庭	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
31	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	こども未来部 子育て支援センター	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H21～	保育士等が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児不安に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言、要支援家庭に対する提供サービスの検討、及び関係機関との連携調整を行う。	健康づくり課が実施する新生児訪問を受けていない生後4箇月まで	すべての家庭/困難を抱えている（支援が必要な）家庭/その他から選択	・健康づくり課が実施する新生児訪問（生後2箇月までの児童が対象。保健師が訪問）を受けていない生後4箇月までの児童が対象 ・保育士（状況に応じて保健師等が同行する場合あり）が対象者宅を訪問し、育児不安に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行う。 ・訪問結果を踏まえ、要支援家庭に対する提供サービスの検討、及び関係機関との連携調整を行う。 ・状況に応じて、夜間訪問を行う場合あり。	無						
32	ほっとタイムサポーター事業	こども未来部 子育て支援センター	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H21～	妊娠に伴う疾病で安静が必要な妊婦や出産直後で育児や家事が困難な産婦に、新生児の世話や家事援助、育児についての話し相手を行うサポーターを派遣し、育児疲労の軽減を図る、また、児童の養育が必要である家庭に対してサポーター派遣を行うことにより当該家庭において安定した児童の養育を可能とすること等を目的とする。	生後6箇月まで（多胎の場合は生後1年まで）	困難	・利用にあたっては登録が必要 ・産前利用にあたっては医師の診断書等が必要（再登録により、産後の利用も可） ・サポーターは、保育士、保健師、子育てアドバイザー等が登録できる。 ・利用期間は、産前：出産予定日までの20時間まで、産後：生後6箇月までの20時間まで（多胎の場合は生後1年までの40時間まで）。利用時間は1日あたり9時から17時までの連続した2時間 ・利用者は利用時、サポーターに対し市が定めた利用料金（状況に応じて＋交通費）を支払う。 ・利用者は市に対し、利用料金助成申請を行うことで、利用料金の1/3（生活保護受給世帯は全額）の助成を受けることができる。	無						
33	「家庭の日」「子ども月間」普及啓発事業	こども育成課	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H21～	機運醸成	0才～18才	すべて	市子ども育成条例に規定 ①毎月第3水曜日を「家庭の日」に決め、家族みんなで過ごす日として普及、啓発している。 ②毎年5月を「子ども月間」に決め、子育てについて地域の人たちに理解を深めてもらうため、様々な子育て関係のイベントを実施している。	無						
34	子育て支援センター運営事業	こども部 こども総務課	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H11～	予防	乳幼児	すべて	市内に設置した子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が来所し、子育てに関する相談をしたり、子育て情報を得たり、ほかの親子と交流ができる場所として、指定管理で運営している。社会福祉士、保育士を配置し、遊びを見守りながら、保護者からの相談に応じられるようにしている。保護者同士の交流や学びを目的としたイベントも定期的に開催している。 開所日：月～土（祝日及び年末年始を除く） 開所時間：8：30～17：15	有			○			
35	つどいの広場事業	こども部 こども総務課	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H11～	予防	おおむね3歳未満	すべて	親子が気軽に集える、子育て相談ができる、子育て情報がある場所として、通称「こどもーる」を市内3か所に設置している。子育てアドバイザーを2名（そのうち1名は、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、栄養士のいずれかの資格を有している）を配置し、遊びを見守りながら、保護者からの相談に応じられるようにしている。保護者同士の交流や学びを目的としたイベントも定期的に開催している。 開所日や開所時間は、各施設で異なる。	有			○			
36	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	子ども部 子ども育成課	行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	行政主体	H11～	機運醸成	不問	すべて	【内容】 国や県などの関係機関等との連携・ネットワーク形成を図りながら、働き方の見直しと多様な働き方の実現に向け、市民、事業者、それぞれの立場でのワーク・ライフ・バランスの理解を深める取組を進める。年1回、外部講師による市民向け・事業者向けの研修を実施。 【従事者】 W L Bに関連する外部講師 【実施場所】 市役所内会議室等	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1～10/H11～20/H21～30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
37	地域育児センター事業	子ども部 子ども育成課	地域と行政の協働		H以前	予防	未就学児	すべて	【内容】 保育所の専門的機能を活用し、認可保育所において育児相談や園庭開放、三世代交流型支援など様々な子育て支援を実施。 【従事者】 保育所職員 【実施場所】 各保育所	有			○	○	○	学校法人
38	乳幼児健康相談(すくすく健康相談)	子ども部 子育て支援課母子保健係	行政主体		H11～	予防	0才～就学前	すべて	【内容】公民館等において、専門職による乳幼児とその保護者に向けた健康相談を年間45回実施、うち6回は「子育てひろば」と同時開催。 【従事者】助産師、保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師、事務員 【実施場所】公民館5箇所、コミュニティセンター1箇所、保育園1箇所	無						
39	にこにこ♪子育て講座	子ども部 子育て支援課	行政主体		H21～	予防	0才～就学前	すべて	【内容】しつけの方法(コミュニケーションの基本や子どもの褒め方・叱り方等)を具体的に学び、練習をすることで、保護者の子育ての負担感を軽減していく。 年間基礎編5日(うち3日公民館事業と共催)、応用編2日実施 【従事者】保健師、保育士 【実施場所】公民館	有					○	社会教育課
40	離乳食教室	子ども部 子育て支援課母子保健係	行政主体		H元～	予防	4～6か月児	すべて	【内容】離乳食を安心して始められるように、簡単な離乳食の作り方の紹介と試食を行う。年間12回開催のうち、5回は別室で開催している母親・父親学級に参加している妊婦さんとの交流の時間も確保している。 【従事者】栄養士、事務員、子育てサポーター 【開催場所】子育て支援センター	有				○		
41	乳児家庭全戸訪問事業	子ども部 子育て支援課母子保健係	地域と行政の協働	民生委員児童協議会、子育てサポーター連絡会	H21～	機運醸成	生後4か月児まで	すべて	【内容】生後4か月児までの乳児を対象に、第1子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については保健師や助産師が、第2子以降で乳児や保護者に特に問題のない家庭には民生委員児童委員と子育てサポーターが、家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 【従事者】助産師、保健師、民生委員児童委員、子育てサポーター	有					○	民生委員児童協議会、子育てサポーター連絡会
42	乳幼児健康教育	子ども部 子育て支援課母子保健係	行政主体		H21～	予防	0才～未就学前	すべて	【内容】乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、医師等が公民館等に出向き、健康知識の普及や実技指導を行う。例)アレレギー教室 【従事者】医師、保健師等 【実施場所】公民館	有	○			○		
43	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”(BPプログラム)	保健福祉部 子育て相談課	行政主体		H21～	予防	生後2～5か月(第1子)	すべて	内容:BPプログラムは、カナダ生まれの親支援プログラム「Nobody's Perfect(完璧な親なんていない!)」(略称:NPプログラム)の10年余りの実践の中から日本で生まれた現在の日本の子育て現場に合った参加者中心型のプログラム。初めて赤ちゃんを育てている母親と月齢の近い赤ちゃんたちが参加する。虐待は子ども心の成長を損う。子ども虐待は、不安とストレスを抱えた母親がカプセル状態に置かれることが大きな原因のひとつであり、BPプログラムは、子育ての初期にそのような育児の環境を一変させ、不安とストレスを解消する。 従事者:市職員 実施場所:こどもセンター	有			○			
44	子育て講座(ケアー)	保健福祉部 子育て相談課	行政主体		H21～	予防	2歳～12歳まで	すべて	内容:CAREとは、米国オハイオ州シンシナティ子ども病院で開発された、子どもと関わる大人のための心理教育的介入プログラム。子どもとの間に、温かな関係を築き、関係を今よりもっと良好にし、子どもとの関わりがずっと楽になるスキルを体験的に学んでいく。子どもとの絆を深めるプログラムとして、日本でも導入・実践されている。 従事者:有資格者講師、市職員 実施場所:こどもセンター	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1-10/H11-20/H21-30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
45	子育て講座(NP)	保健福祉部子育て相談課	行政主体		H21～	予防	1歳～5歳	すべて	内容：Nobody's Perfect プログラムは、0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。同年齢の子どもを持ち、共通の興味や関心をもつ人々と出会うことができる安心できる場を親に提供するプログラム。 従事者：有資格者講師、市職員 実施場所：こどもセンター	有					○	
46	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子ども未来部子ども政策課	行政主体		H11～	予防	主に0歳～2歳(未就学)	すべて	子育て家庭が抱える育児不安等の解消を図るため、相談指導や保護者や子供の交流の場の提供と保育所の地域育児センター事業への支援及び子育てサークル等への支援を行う。市内3カ所を実施。	有					○	
47	養育支援訪問事業	子ども未来部子ども政策課	行政主体		H21～	予防	0歳～18歳	困難	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業	有				○		
48	利用者支援事業(特定型) ※保育コンシェルジュ	子ども未来部保育課	行政主体		H21～	予防	未就学	すべて	子育て世帯や妊娠している方が、保育所及びその他の子育て支援制度等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う必要がある。	無						
49	利用者支援事業(母子保健型)	健康部健康づくり課	行政主体		H21～	予防	0歳～乳幼児	すべて	保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する。	無						
50	利用者支援事業(基本型)	子ども未来部子ども政策課	行政主体		令和元(H31)	つなぎ・連携	0歳～未就学	困難	育児に対する相談や多様な教育・保育や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て世帯が日常的に行ける場所で相談を行える。	有					○	
51	妊婦健康診査事業	健康部健康づくり課	行政主体			予防	妊婦	すべて	妊婦の健康診査を実施することによって流早産の防止や母胎の異常の早期発見や予防を目指す。妊婦の健康管理を図るため、妊娠中に14回の健康診査費用の補助を実施する。	無						
52	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	健康部健康づくり課	行政主体			予防	4か月まで	すべて	児童福祉法第6条に定められ、市町村に努力義務が課されている事業。生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、継続支援が必要な家庭を適切にフォローする。	無						
53	子育て世代包括支援センター(ネウボラ)	子ども未来部子ども政策課	行政主体		H21～	つなぎ・連携	主に妊娠期から子育て期	すべて	妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を実施することを目的とし、妊娠・出産・育児に関する各種サービスの提供や助言・指導・情報提供などを行う。	有	○					
54	妊婦相談	健康部健康づくり課	行政主体			予防	0歳	困難	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行う。	無						
55	育児相談	健康部健康づくり課	行政主体			課題発見(認知)	乳幼児	すべて	市民健康センターを中心に市内5カ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援する。	無						
56	児童相談	子ども未来部子ども政策課	行政主体			予防	0歳～18歳	困難	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していく。	無						
57	母親父親教室	健康部健康づくり課	行政主体			予防	妊婦	すべて	妊婦18～32週の妊産婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施する。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信をつけてもらうことを目的とする。	無						
58	離乳食育児教室「赤ちゃん教室」「もぐもぐ教室」	健康部健康づくり課	行政主体			予防	5か月～8か月	すべて	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにする。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分)	実施主体	開始時期	目的	対象保護者	対象家庭	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	PTA	NPO法人	社会福祉法人	任意団体	他
59	親子相談	健康部健康づくり課	行政主体			課題発見（認知）	未就学	困難	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す助言をする。	無						
60	乳幼児フォロー教室「わくわく教室」（1歳6か月児）「すくすく教室」（3歳6か月児）	健康部健康づくり課	行政主体			課題発見（認知）	未就園、未就学	困難	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をする。	無						
61	出生連絡票の受理	健康部健康づくり課	行政主体			予防	0歳	すべて	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明、紹介する。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受ける。	無						
62	未熟児訪問指導・未熟児支援教室	健康部健康づくり課	行政主体		H21～	課題発見（認知）	乳幼児	困難	出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療新生児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行う。	無						
63	要保護児童対策協議会	子ども未来部子ども政策課	地域と行政の協働			予防	妊娠期～18歳未満	困難	関係者・関係機関による市要保護児童対策協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行い、児童虐待の防止と迅速な対応に努める。	有						児童相談所や警察、子どもを取り巻く関係団体（母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関など）
64	母子父子自立支援員による相談	子ども未来部育成課	行政主体			つなぎ・連携	0歳～18歳	困難	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労等のさまざまな分野の総合窓口として相談に対応する。	無						
65	子育て支援センター事業	福祉健康部子ども課	行政主体	(社)青い鳥	H11～	予防、課題発見（認知）、つなぎ・連携、機運醸成	0歳～就学前（上限は設けていないが、主に対象として就学前までの子ども）	すべて	親子（祖父母でもだれでも）で来所し、フリースペースで子どもを自由に遊ばせながら過ごす場所。専任の子育てアドバイザーが育児不安等についての相談指導や子育て情報の提供を行う。 ・フリースペースの提供（月～金 10：00～15：00） ・赤ちゃんひろば（満1歳未満 毎月第3月曜日10：00～11：30） ・育児不安などの相談や情報提供（電話または来所・開所日 9：00～16：30） ・子育てひろば（毎週水曜日 10：00～11：30） ・子育てひろば（毎週水曜日 13：30～15：00 第土曜日 10：00～11：30）	有						
66	乳児家庭全戸訪問事業	福祉健康部子ども課	行政主体	子ども課、健康づくり課	H21～	予防	生後4ヶ月まで	すべて	赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に対して助産師、保健師または子育てアドバイザーが全戸訪問をする（無料、生後4ヶ月まで）。お子さんの成長発達の確認や、3ヶ月児健康診査の案内等をして、今後の子育てを応援していく。	無						
67	児童虐待防止対策事業	福祉健康部子ども課	行政主体		H11～	予防、課題発見（認知）、つなぎ・連携、機運醸成	0歳～18歳妊婦	困難	要保護児童対策地域協議会により、関係機関が連携した虐待防止対策を行い、要支援の児童・家庭の早期発見、対応を行う。	有						児童相談所
68	養育支援訪問事業	福祉健康部子ども課	行政主体		H21～	養育支援が必要な家庭に対し支援を行う。	0歳～18歳妊婦	困難	子どもの養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、訪問により家事及び育児等の支援や指導を行うことにより、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保することを目的とする。支援員の派遣によって家庭での養育支援を行う。	有						支援員として適している専門職を派遣

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分) 行政主体/地域主体/地域と行政の協働/その他から選択	実施主体	開始時期 H以前/H1～10/H11～20/H21～30/R1(H31)から選択	目的 予防/課題発見(認知)/つなぎ・連携/機運醸成/その他から選択(その他の場合記入)	対象保護者	対象家庭 すべての家庭/困難を抱えている(支援が必要な)家庭/その他から選択	内容	連携の有無	連携先					
											民間事業者	P T A	N P O 法人	社会福祉法人	任意団体	他
69	コミュニケーション力養成講座	健康こども部子育て支援課	行政主体		H21～	予防	1才～2才	すべて	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、「生きる力」を育むため、他の人とうまく関わる力、目標に向かってがんばる力、感情をコントロールする力などの非認知能力を身につけ、良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力の向上を図る。 主 催 市子育て支援センター 講 師 桜美林大学 非常勤講師 梶谷久美子氏 実施場所 市保健福祉プラザ ※対象年齢の子の別室保育有り（子育て支援センター保育士担当）	無						
70	子育て支援センター事業	子育て健康課	行政主体		H11～	予防	未就学	すべて	アットホームな雰囲気の中で、子育て中の親子が自由に遊び、交流できるひろばがあり、いつでも子育てアドバイザーに子育てに関する質問や相談をすることができる。ひろばでは、地域の子育て支援に関する情報を提供している。また、年に8回親子で楽しめるイベントを開催している。ひろばの利用時間は、9時から16時まで。	無						
71	ファミリー・サポート・センター事業	子育て健康課	行政主体		H元～	機運醸成	生後3か月～小学6年生	困難	子育ての支援を受けたい方（依頼会員）と、子育ての支援をしたい方（支援会員）が登録し、子育ての相互援助をする会員組織。保育所、幼稚園、学童保育、習い事などの送迎や、放課後等に子どもを預かってほしい時、保護者のリフレッシュのために子どもを預かってほしい時に、依頼会員の申し込み（登録）をし、その支援内容を受けて、支援会員が援助活動を実施する。活動時間は、原則6時から22時まで。	無						
72	児童相談事業	子育て健康課	行政主体		H11～	課題発見（認知）	0歳から18歳未満	困難	子育てが思うようにいかない時、しつけのたびにイライラしてしまう時、自分の子どもなのに可愛いと思えない時、つい叩いたり怒鳴ったりしてしまう時など、様々な子育てに関する悩みに対し、相談専門スタッフが対応する。	無						
73	赤ちゃん健康相談	子育て健康課	行政主体		H元～	予防	0歳～4歳	すべて	月1回、保健福祉センターで身長・体重の計測、母乳相談、発育、育て方・離乳食等の相談を保健師・助産師・管理栄養士が対応する。	無						
74	親子相談	子育て健康課	行政主体		H11～	課題発見（認知）	乳幼児	困難	月に1回親と子どものための個別相談。臨床心理士が対応。	無						
75	子育て支援センター事業	子育て健康課	行政主体	①社会福祉法人(委託) ②社会福祉法人(補助)	H11～	予防	未就学児	すべて	子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また地域における総合的な子育てを行う拠点（地域子育て支援拠点事業）。 【主な活動】 育児不安等についての相談指導及び援助事業、育児情報の収集及び提供、子育て支援関係機関・組織等への協力及び支援、子育て広場の開設、親子と一緒に食事ができるランチルームの開設等 【実施場所】 ①町創生推進拠点施設内 ②保育園内	有				○		
76	子育て相談室のびのび(子育て世代包括支援センター)	子育て健康課	行政主体		H21～	予防、課題発見（認知）、つなぎ・連携等	妊娠期から就学前	すべて	妊娠・出産・子育ての実情を把握し、各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する。 【従事者】 非常勤保健師1名、（他常勤保健師3名） 【実施場所】 子育て健康課内	有				○	○ 医療機関	
77	親育ち支援プログラムの実施	教育委員会子ども・子育て支援室	その他	幼稚園保護者会	H21～	予防	3歳～5歳	すべて	家庭教育学級プログラムの一つとして幼稚園の保護者向けに子どもとのコミュニケーションのあり方、どうならないことばがけのロールプレイ等を実施する。子ども・子育て支援室職員が講師となり実施。	無						

項番	事業名	所管部署	実施主体(区分)	実施主体	開始時期 H以前 /H1- 10/H11- 20/H21- 30/R1(H3 1)から選 択	目的 予防/課題発見(認 知)/つなぎ・連携/機 運醸成/その他 から 選択(その他の場合 記入)	対象保護者	対象家庭 すべての 家庭/ 困難を 抱えて いる (支援 が必要 な)家 庭/其 他 から 選択	内容	連 携 の 有 無	連携先					
											民間事業 者	P T A	N P O 法 人	社会福 祉法 人	任意 団 体	他
78	3歳児学級	教育委員会 教育総務課	行政主 体			予防	3歳	すべて	3歳児がいる保護者を対象に、これからの子 育てに必要な知識を習得してもらうた め、全5回の講座を開催した。	有					○	婦人 会
79	親子・子ども 料理教室	保健福祉部 保険健康課	行政主 体			機運醸成	小学校 1年生 ～6年 生	すべて	夏休みや休日等を利用して食に関する正しい 知識、マナー等を身につけ、食生活を実践し ていく力をつけていけるよう、関係機関や食 生活改善推進団体等の協力のもと調理実習等 の活動を行う。平成30年度2回開催。	有					○	
80	子育て家庭応 援事業	福祉部 子育て支援 課	行政主 体		H21～	予防	18歳ま で	困難	「児童福祉法」及び「児童の虐待の防止等 に関する法律」の規定に基づき、支援を要す るすべての子を視野に入れた総合的支援体制 を整備し、児童福祉の向上を図るもの。 1 要保護児童対策地域協議会の運営 2 乳幼児家庭全戸訪問事業（乳幼児への訪 問指導等を通じ、乳幼児の健 やかな発育支援を図る） 3 養育支援訪問事業（保健師や助産師など が育児に関する助言・相談等を行い、育児 不安等の対応を図る。また、産後うつ等によ り家事が行えない家庭に対してヘルパーを派 遣し、家事援助を実施） 4 子育て支援講座の実施（育児プログラム を用いた効果的なしつけ方法等の紹介や、親 子のふれあいプログラムを通じた子育てスキ ルの向上支援等を通じて、家庭における育児 力の向上を図る） 5 児童虐待防止対策強化のための人材育成 の実施	有○						
81	産後ケア事業	福祉部 子育て支援 課	行政主 体		H21～	予防	1歳以 下	困難	産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌 道も乗るまでの期間、母親の心身のケアや育 児能力の向上、日常生活サポートのための助 言または指導を行う専門家を派遣し、子育て 世代の安心感醸成し育児能力の向上、産後う つ・虐待防止を図ることを目的とした支援。	有○						
82	子育て支援セ ンター等運営 事業	福祉部 子育て支援 課	行政主 体		H11～	機運醸成	就学前	すべて	少子化・核家族化に伴う育児不安解消及び 育児支援を図る。また、同世代の親子が交流 できる機会の充実を図る。 幼児学園（子育てサロン） 保育園（子育てサロン） 幼児学園（子育て支援センター）	有					○	民生 委員 児童 委員
83	子育て世代地 域包括支援事 業	福祉部子育 て支援課	行政主 体		R1 (H 31)	予防	18歳ま で	すべて	妊娠前から子育て期の全児童と家庭に対 し、広く支援を周知・波及させるため、支援 調整、情報提示を展開する機関として設置。 個別支援計画の作成と付帯する直接支援の ほか、互助共助体制の構築に向けた家庭養育 力向上講座の開催やサービスの開発・開拓に 取り組む。 併せて子ども家庭総合支援拠点を立ち上 げ、リスクの高い家庭の相談、支援を行い児 童虐待を防ぐもの。	有					○	

項番	部署別	(1) 条例制定の検討 1:している 2:していない ※家庭教育支援主管で回答	(2)) 取組の必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者への対応	(6) チーム組織化の検討 1:している 2:していない	(7) チーム組織化の課題	(8) 県への要望
					保護者	子育て世帯以外の地域住民	その他				
1	家庭	2	有	社会状況の変化により、身近に相談相手を見つけることが難しいなどの孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を選択することが難しいといった課題があるため。					2	・養育支援（福祉）との整理が難しい。 ・関係機関や地域の自主的な取組との連携が難しい。	
	子育て		有	ニーズ調査の結果から、市民からの強いニーズがあることが判明したため	・子どもがいろいろな年齢の子と触れ合っているようになった。社会性が育まれた。 ・スタッフが向き合ってくれて精神的に助かった。安心して話せる相手が増えて、ストレス解消になった。	地域と顔の見える関係ができてきており、必要な支援につなぐことができる。	子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。		2		
2	家庭	2	有	ひとり親家庭や共働き世帯の増加など社会状況等の変化により、現在、社会教育施設等で実施している家庭教育を支援するための講座や学級に参加しづらい保護者が増えてきている。また、地域とのつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が叫ばれているなかで家庭教育の重要性は増しているため、動画配信や、出前の講座など新たな家庭教育の手法の検討が必要なため。					2		・HPなどでの家庭教育の啓発動画の掲載（著作権フリー）
	子育て		無	就学前児童数は減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が続くものと見込んでいる。多様化する子育てニーズの的確な把握に努めながら、必要な子ども・子育て支援を引き続き推進していくため。							
3	家庭	2	有	家庭の複雑化、多様化により、様々な課題を抱える家庭に対する支援が必要だと考えているため。				保護者の家庭教育に対するニーズを把握するために、講演会、教室でアンケートを実施している。また、働く親が参加しやすい日程など考慮したり、学校と連携して周知を高めるなどの工夫をしている。	2	家庭教育支援の担当部署が複数存在し、取りまとめる部署が明確ではない。また、子育て支援等の児童福祉の現場と、日常的な職員相互の接点や情報交換の機会がなく、限られた人員のなかで、現場課題とされている家庭へのきめ細かなアウトリーチ等の対応は困難である。	
	子育て		有	子育てに悩む保護者、子育てに不安を抱えている保護者が多くなっているため、地域の中で気軽に話したり、相談することのできるスペースを増やしていくことが必要。また、地域の方とたくさん交流することにより、子育ては一人ではないという安心感をもてるようにすることも必要だから。					2		

項番	部署別	(1) 条例制定の検討 1:している 2:していない ※家庭教育支援主管で回答	(2) 取組拡充の必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者への対応	(6) チーム組織化の検討 1:している 2:していない	(7) チーム組織化の課題	(8) 県への要望	
					保護者	子育て世帯以外の地域住民	その他					
4	家庭	2	有	当市では、学校・家庭・地域連携事業やPTA育成事業等を通して、子どもの健やかな成長を支援しています。条例化は検討していないが、現在取り組んでいる様々な事業を総合的に推進することで、家庭教育支援につなげていきたい。					2			
	子育て		有	平成30年に「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施し、子どもの抱える困りごととは多様化・複雑化していること、子どもだけでなく保護者や家庭も支援を必要としている現状を把握している。子どもや家庭を孤立させず、地域社会全体で支援していくため、現在の取組をさらに拡充させて対応していくことが必要である。	(子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査より) 5歳児保護者からは、子育て世帯への経済的支援や子育てに関する相談等、小学生保護者からは「子どもの居場所」の拡充を求める声が多かった。中学生保護者からは教育費に関する悩み、支援を求める声が聞かれた。				2	家庭教育支援が必要であるにも関わらず、支援に結びついていない家庭に対して、いかにアプローチして必要としている支援を提供できるか、課題として認識している。		
5	家庭	2	無	家庭教育支援事業に参加された方のアンケートにおいて、有効度がH30年度は96.6%という結果のため、継続して実施していく。					2	支援が本当に必要な家庭に届かない		
	子育て		有	未就学児の子を持つ保護者へのアンケート調査では、子育てについて気軽に相談できる人、できる場所がないと回答した人が全体の6%となっており、子どもとその家庭を地域から孤立させないように、地域一体となって子育て家庭を支援する取り組みが必要であると考えられます。	未就学児の子を持つ保護者へのアンケート調査では、子育てについて気軽に相談できる人、できる場所がないと回答した人が全体の6%となっています。				2	子育て支援主管課において、教育委員会では実施している家庭教育支援の推進事業が含まれる次世代育成支援行動計画を策定し、事業の進捗管理、点検を行っているが、組織が違うため、類似事業の一体的な実施など、総合的な事業の見直しができていない状況。		
6	家庭	2	有						1	国の求める家庭教育支援チームの構成員は子育て経験者だけでなく、教員OBやPTA、民生委員・児童委員や保健師、保育士などの専門職を中心としたチームを想定しており、行政組織において同じような支援チームは他にも「自殺対策」や「地域協働」など福祉部門、市長部局などで複数存在するため、社会教育からのアプローチとしては地域住民の自発的な組織化が重要だと考えている。そのため、まずは家庭教育に関する啓発を地域や保護者に対し積極的に行い、必要性を感じた地域住民による組織化を行政が支援する方法を検討しているが、支援チーム立ち上げ後の継続的な支援として行政が何ができるかが課題だと感じている。	PTAの指導者研修講座のような形で、県の社会教育主事による家庭教育支援講座の講師派遣や、市の社会教育主事への支援、家庭教育支援チームや団体への継続的な研修等を企画いただける。学校教育・社会教育の関係団体等へ広く呼びかけができ、学校教育との連携や組織化の支援が行いやすいと考える。また、家庭教育支援の組織化によるメリットをもっと見える化する施策(支援)を県の事業として企画をお願いしたい。	

項番	部署別	(1) 条例制定の検討 1:している 2:していない ※家庭教育支援主管 課で回答	(2) 取組拡充の 必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者 への対応	(6) チーム組織化 の検討 1:している 2:していない	(7) チーム組織化 の課題	(8) 県への 要望
					保護者	子育て世帯以外 の地域住民	その他				
	子育て		有	市民を対象とした調査（平成31年度）において、「子育てをする上で気軽に相談できる人及び場所」が「いない／ない」との回答は約7%であり、平成25年度の調査における回答である約4%から上昇していることから、身近な場所で相談できる場や地域のつながりを生み出す場が十分に整っているとは言えない状況にあると考えられるため。					2		
7	家庭	2	有	家庭での教育力低下が見られるため					2		
	子育て		有	「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもと、地域社会全体が子どもと子育てに寄り添い、包括的で多様な支援の環境を整えることが求められていると考えるため。	公園の整備、育児物資（紙おむつ等）の支給、小児医療費の支給対象の拡大			母子保健事業（乳幼児健診、窓口業務等）において、チラシの配布や家庭訪問により個別に事業の紹介等を実施。	2		
8	家庭	2	有	家庭環境は様々であり、支援は全家庭が享受するべきと考えるため。	講師一覧を作成し、各校、各幼稚園の家庭教育学級担当者にお渡ししているが、もっと講師を増やしてほしいとの声がある。				2		
	子育て		有	子どもも成長すると大人になり、親になる。学校の教育はもちろん重要ですが、親子関係や家族関係、親から子への対応等、家庭で行われる子どもへの関わりは、将来的にも大きな影響を与えると考える。親も子を産んだだけでは、親になりきれない部分もあり、子育てをしなから、その都度考え学んでいく必要があるのではないと思う。	父親も参加できるような講座を開催して欲しい。 託児付の講座。 母親の友達づくり。			来所、電話相談等で対応。			
9	家庭	2	有	家庭での育て方の多様性や貧困等により、支援を必要とする家庭が増加しているため				自治体の広報紙を使って周知している。	2	福祉との関係で、教育においてできることの整理が難しい。	
	子育て		無	「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度）における、子育ての環境や支援への満足度が、相対的に見て高いため。 ※未就学児 満足度が高い：43.5% 満足度が低い：26.6% ※小学生 満足度が高い：38.6% 満足度が低い：25.5%					2		

項番	部署別	(1) 条例制定の検討 1:している 2:していない ※家庭教育支援で回答	(2) 取組拡充の必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者への対応	(6) チーム組織化の検討 1:している 2:していない	(7) チーム組織化の課題	(8) 県への要望
					保護者	子育て世帯以外の地域住民	その他				
10	家庭	2	有	子どもが成長する上で、家庭は基盤であり、地域における生活環境も重要な役割を担っている。その一方で、核家族化の進行、社会環境や価値観の変化などにより、家族間や地域でのコミュニケーションが薄れ、地域で交流する機会が減少しているとともに、こどもの安全をおびやかす事件や事故が発生している。このため、学校、家庭、地域が連携し、家庭や地域における子どもたちを取り巻く教育環境の向上とともに、子どもたちが地域の様々な人と交流する機会を充実させ、地域に対する意識を育む必要がある。	関心があった内容について新しい知識が得られる、他の保護者の意見や状況が知れるなど、子育てする上での参考とすることができるとある。	学校施設を会場として開催されると、近くて遠い存在である学校が身近に感じられる良い機会である。		より多くの保護者や地域住民に「家庭教育」を認知してもらえるよう、家庭教育事業の開催について、広報活動を工夫している。小中学校の保護者へのチラシ配布の他、公民館や地域の掲示板へのチラシの掲示と、市公式ホームページへの掲載などを実施している。	2		
11	家庭	2	有	家庭環境の複雑化に伴い、多様な支援が求められているから。	幼少期の子を持つ親同士の交流や情報交換の機会の提供	放課後児童の居場所づくり	男性保護者の家庭教育への関心度の向上		2		
12	家庭	2	有	すでに庁内でいくつかの取組がなされているものの、家庭教育支援は社会教育事業の一つとして重要なものであるため。					2		
13	家庭	2	無	一般論として必要性を認識しているが、家庭教育については家庭ごとにニーズが違い多様なため、生涯学習課としては新たな支援策の実施予定はない。現在実施している事業の中で対応をしていきたい。	講座や講演会が有意義と感じていても、参加に対する時間的負担感がある。			子育て世代の保護者も家庭教育に関する学びの機会になるべく参加いただけるように、市が主催する講座は午前中に開催したり、託児の配慮をする等の工夫をしている。	2	「子育て」支援と比べて、「家庭教育」支援となると市民の心理的なハードルが高くなるように感じている。コミュニティスクールや地域学校協働との連携の中で家庭の教育力を育てられるとよいのではないかな。	県が進めようとしている家庭教育協力事業は、家庭教育支援の推進に有効であると考えてるので、今後の継続、拡大を希望する。
14	家庭	2	有	家庭教育支援の取組について、教育委員会内部での取組結果を年に1回、プロジェクトチームを立ち上げて、報告書を作成している。しかし、社会構造の大きな変化の中で、現代の家庭が多くの課題を抱えており、家庭教育を社会全体で支援する必要性が生じている。今後の市の展開として、市長部局との横断的な取組など、さらなる拡充は必要だと思う。	・就園の子どもと保護者で参加できている講座を増やしてほしい。 ・引越して来たばかり、近所に知り合いを作りに来た。 ・子どもと一緒に参加できたので良かったです。 ・『楽しい』を中心にしていてくれるところがいいと思います。 ・対人コミュニケーションの良い練習になる。 ・雨の日にも子どもを遊ばせることができる。車で出かける場所がほしい。(確実に停められる無料駐車場のある場所)			・すすく7か月児育児相談の際にこの事業を実施しているが、ブックスタート事業について、ホームページ、チラシ等でも周知している。 ・気軽に誰でも参加しやすいように単発（1回限り）の講座にしている。 ・イベント時はその1回限りの新規で来館する親子が圧倒的に多い。 ・通常のリースペース利用につなげたいので子どもの誕生日を受付簿に記入してもらい、その月が近くなると声かけをして1か月ごとにお誕生日会を行うように現在試行中。	2	地域住民が高齢になっている、若い世代がいても共働きなどで忙しいため、地域で子どもをみる、育てるとい環境が難しくなっている。	
15	家庭	2	有	当課の家庭教育推進事業は、講座実施が事業の主なところであり、課としては家庭教育以外に複数の講座主体の事業を実施し、全ての講座でアンケートを行っている。その中でも家庭教育講座の回答は圧倒的に自由意見の記述が多く、熱い思いが感じられる内容が多い。実感としても、社会教育法のより多くの機会を設ける努力義務があることから、拡充は常に必要と思われる。	当課の講座開催時に託児実施が多いことに好評を得ている。	子育て支援関係に携わる方の受講もあり、多くの講座内容に高い評価を受けている。			2	子どもが幼いほど、保護者自身の子育てが忙しい。受講者の中で自発的な活動が立ち上がり、子育てが一段落した保護者が、支援する側となっていくような流れができることが望ましいと感じている。	

項番	部署別	(1) 条例制定の検討1:している2:していない※家庭教育主管課で回答	(2) 取組拡充の必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者への対応	(6) チーム組織化の検討1:している2:していない	(7) チーム組織化の課題	(8) 県への要望
					保護者	子育て世帯以外の地域住民	その他				
16	家庭	2	有						2		
17	家庭	2	有	核家族化や少子化等の社会情勢の変化により、保護者が身近な子育てから学ぶ機会の減少や地域とのつながりの希薄化が課題となっているため。	「ドキドキ子育てのパンフレット」配布において、親が乱暴な言葉使いをしないと入れてほしい。親の言葉つかいと日常の接し方について、例をあげてもう少し様々なしおりに大きくクローズアップしてほしい。			親子川柳大会の作品募集については、令和元年度から電子申請を実施しており、また、家庭教育支援講演会でも参加募集に電子申請を取り入れることから、参加しやすい環境づくりを行っている。	2	リーダー的人物の育成や組織化にあたっての関係機関や部署との調整していくこと、また一旦組織化出来ても、継続性を持てるかが、課題と感じている。	
18	家庭	2	有	核家族化や少子化、地域とのつながりが希薄化するなど、子育てを取り巻く環境は厳しいものがあり、児童への虐待やネグレクトなどが社会問題として取り上げられることも多くなっている状況の中、本市でも家庭教育推進の重要性を認識しており、教育大綱にも家庭教育への支援を新たに盛り込んでいる。今後より充実化を図りたいと考えている。	子どものメンタルトレーニングの講座（全1回）を行った際に、乳幼児から小学生の親や子育て支援者まで幅広い参加者があり、好評を得た。具体的な要望があった訳では無いが、このような内容の講座への需要が潜在的にあると思われる。			働いている親等も参加しやすいように、日曜開催の事業を増やしている。また、土日祝祭日24時間受講申込みができるようにするため、インターネットを通じての電子申請が行えるように対応している。	1	文部科学省の家庭教育支援チームの登録団体ではないが、市も関わりつつ、公民館施設等で活動している子育て支援サークル等11団体で子育て支援ネットワークが組織されている。しかし各団体ともに高齢化も進み、団体自身の存続問題が生じているケースもみられ、ネットワーク自体の立て直しも必要な状況にある。そんな状況の中、外部団体や関連組織等も絡めて、より大規模な組織作りを行うことは困難を伴うと思われる。	
19	家庭	2	有	核家族でフルタイムの共働き家庭が急増したことに伴い、家庭の状況が大きく変化し、日中家に人がいる家庭が少なくなり、新たな視点からの対応策が必要であるため。	多忙のため、負担を軽減して欲しい				2	社会の変化（核家族でフルタイムの共働き家庭が急増）への対応	引き続き情報提供をお願いする。
20	家庭	2	有	家庭の教育力の低下や地域の間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、その環境の変化に対応するため支援する必要があると考えるため。				直接個々の家庭に訴える機会がないため、小・中学校、保育所・幼稚園などへPRし、保護者が集まる機会を利用し、根強く周知を図っている。	2	家庭教育について、直接個々の家庭に訴える機会が少ない。	
21	家庭	2	有	家庭環境や地域環境が変化する中、教育分野と福祉分野の協力・連携により親子の育ちを一層支援していくことが必要と考えられるため。					2		
22	家庭	2	有	保護者としての学びの機会や保護者と子どもがふれあえる場となる講座等を開催する等の家庭教育の支援を行っているが、講座等の参加者のみならず、参加できない家庭へも広く支援方策を検討する必要がある。	・母子で楽しめる講座をたくさん開いてほしい。 ・自宅で過ごしていると運動の時間をあためて取るのが難しいので、講座参加で機会ができてよかった。	親子とも講座、講演会に参加している人は家庭教育等に意識があるが、何にも出てこないような人が心配。		検診時、転入時などに教育委員会が作成した家庭教育・家庭学習ハンドブックを配布している。	2	地域に家庭教育支援を目的としている団体・サークルがないため、地域の人材を育成する必要があるが、チームを主導したり、地域人材の掘り起こし、育成する人員が行政内で不足している。	

項番	部署別	(1) 条例制定の検討 1:している 2:していない ※家庭教育支援主管課で回答	(2) 取組拡充の必要性	(3) (2) の回答の理由	(4) 住民の声			(5) 参加できない保護者への対応	(6) チーム組織化の検討 1:している 2:していない	(7) チーム組織化の課題	(8) 県への要望
					保護者	子育て世帯以外の地域住民	その他				
23	家庭	2	有	家庭教育支援が必要な人は、なかなか教育講座や相談などに訪れないので、乳幼児期からの教育支援が必要である。そのため、今後一層、生涯学習課・教育総務課・子育て健康課との連携が大切だと考える。					2	新しく支援チームを立ち上げるには、時間と人が不足しているため、難しい。近隣の市町村で立ち上げたところがあれば参考にしていきたい。	
24	家庭	2	有	児童のための支援だけでなく保護者に向けた支援を増やしていかなければ本来の子育て支援にはならないと考える。				スクールカウンセラー巡回相談などを実施。子育て支援センターの設置。	2	人材確保。各地域によって違うニーズへの対応。	
25	子育て		有	必要性はあると考えるが、家庭教育支援と子育て支援と重複する事業もあり、事業統合も含めて検討するべきではないか。			父親向け講座（出産前教室以外のもの）		2		
26	家庭	2	有	総合計画で策定した家庭教育講座参加者数の目標指数を達成するため	参加型や体験型のような楽しめるものがあるほうが、参加者も増えるし喜ばれると思う。				2		
27	家庭	2	有	仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因を背景として、家庭の孤立化や、多忙による時間的・精神的ゆとりの不足、児童虐待など、家庭をめぐる問題も深刻化している中で、家庭教育を家庭だけの問題として考えるのではなく、家庭教育の大切さを社会全体で考え、支援していくことが重要であると考えため。					2	講座等を企画・開催しても家庭教育に関心の高い方々の参加が主で、本当に支援が必要あるいは参加していただきたい方々の参加がほとんどないこと。	
28	家庭	2	有	人口減少等の社会の変化とともに共働き家庭が増えており、そのような状況の中で子どもの「生きる力」を育むためには、家庭教育がその根底をなすと考えるため。					2		財政支援策（補助金等の創設）
29	家庭	2	有	支援を必要とする家庭が多くあることを教育相談員やSSWより聞いているため。地域の方が関わってよい方向に向かったケースもある。				家庭教育推進リーフレットを全家庭に配付している。	2	民生部と教育委員会のできることの整理が難しい。	
30	家庭	2	有						2		

令和2年10月28日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県生涯学習審議会
会長 鈴木 眞理

第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理

1 はじめに

第14期神奈川県生涯学習審議会（任期 平成30年11月9日から令和2年11月8日）は、神奈川県教育委員会から諮問のあった「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」（別紙1）について、平成31年1月24日（木）から令和元年12月20日（金）まで、計5回の審議会を開催してきました。

この間、それぞれの家庭における家庭教育に対する価値観は多種多様であり、様々な家庭教育支援のあり方が想定される中、各委員がそれぞれの立場で活発に議論してきましたが、審議会全体として一つの方向を示す必要があると考えていました。

しかし、令和2年3月30日（月）に開催を予定していた第6回審議会が、新型コロナウイルス感染症の影響のため延期となり、現在に至るまで開催できていません。

コロナ禍の中、書面会議やWeb会議の開催についても検討してきましたが、答申に向けては各委員が一堂に会した会議の場におけるさらなる議論が不可欠と考え、審議会が開催できない状況では任期中の答申は難しいと判断しました。

そこで、第14期審議会におけるこれまでの議論について、現時点での課題や論点をここに整理し、提出することとしました。

なお、家庭教育支援のあり方については、大変重要なテーマであることから、ここに記した課題や論点を踏まえて、第15期審議会でも引き続き議論することが必要だと考えます。

2 第1～第5回審議会の審議内容

(1) 第1回審議会（平成31年1月24日（木） 10:00～12:00）

ア 生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会からの諮問

神奈川県教育委員会から、「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」の諮問があり、これを今期のテーマとして調査審議を行うこととした。

イ 事務局から審議会の運営と、家庭教育支援に関する資料についての説明が行われ、各委員が諮問内容に関する意見を述べた。

(2) 第2回審議会（令和元年6月6日（木） 15:00～17:00）

ア 家庭教育支援について（発表）

家庭教育支援の実践事例の情報提供、今後の方向性、あり方についての発表を行い、意見交換を行った。

- ・ 厚木市の「地域ぐるみ家庭教育支援事業」について（青木信二委員）
- ・ 社会教育における家庭教育支援のあり方について（萩原健次郎委員）

(3) 第3回審議会（令和元年7月26日（金） 14:00～16:00）

ア 家庭教育支援について（情報提供）

福祉関係の情報提供として、スクールソーシャルワーカーおよび民生委員、児童委員、主任児童委員の活動について発表および情報提供を行った。

- ・ スクールソーシャルワーカーの活動について（子ども教育支援課 西谷晴美スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）
- ・ 民生委員児童委員、主任児童委員の活動について（映像による情報提供『民生委員・児童委員はあなたの身近な支援者です』神奈川県民生委員児童委員協議会作成、『ご存じですか？ 身近な相談役、民生・児童・主任児童委員』茅ヶ崎市作成）

(4) 第4回審議会（令和元年9月2日（月） 14:00～16:00）

ア 家庭教育支援について（論点整理）

- ・ 現状の家庭教育支援の課題について整理した。
今後の議論に向けて論点を整理し、意見交換を行った。
- ・ 家庭教育支援実施状況調査について
県内市町村に回答を依頼する調査について、意見交換を行った。
調査を9～10月をめどに実施することとした。

子育て当事者の声を聞き取る方法について検討することとした。

(5) 第5回審議会（令和元年12月20日（金） 14:00～16:00）

ア 県内市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について

10月に実施した調査結果を事務局から報告し、意見交換を行った。

・ 調査について

審議にあたり、当事者の意見、情報が足りないためアンケート調査を実施した。家庭教育支援主管課で、子育て当事者の声として掴んでいること、主管課としては、どういうことが保護者のニーズだと考えているかを調査項目とした。

調査は、令和元年10月に県内33市町村の家庭教育支援主管課、子育て支援主管課を対象に行い、家庭教育支援は29自治体から、子育て支援は16自治体から回答があった。

・ 調査結果について

家庭教育支援主管課から回答のあった実施事業は96事業、子育て支援主管課から回答のあった実施事業は83事業だった。

家庭教育支援主管課から回答のあった事業は、半分以上が学習機会の提供で、その他に、体験活動、居場所・交流の場の提供、啓発などとなっている。事業の対象は、ほとんどが「すべての家庭」となっていた。

子育て支援主管課から回答のあった事業は、場の提供や相談事業が多い。対象は、未就学児をもつ保護者としている事業が6割以上だった。就学後の子どもをもつ保護者対象の事業は、「すべての家庭」と「支援が必要な家庭」とが半々程度対象となっていた。

イ 事例取材報告

世田谷区版「利用者支援事業」について

（青木信二委員、小野晴子委員）

11月に取材を行った世田谷区の取組について委員から報告し、意見交換を行った。

ウ 家庭教育支援条例について

今回の意見交換に向けて、「家庭教育支援条例」に係る情報提供を事務局から行った。

※ 各回の審議内容の詳細については、別紙2参照

3 家庭教育支援のあり方についての議論における課題認識と論点整理

第3回までの審議会において、別添「家庭教育支援のあり方について議論する上での課題等」に記載した「支援が十分に届いていないことからくる課題」及び「支援体制を作るうえでの課題」について議論を行ったところ、さらに「行政、地域、学校 それぞれの役割」について論じる必要があることが明らかになった。

そこで、第4回審議会において、今後の議論の取りまとめに向けて、次のとおり論点を整理した。

- 1 支援が十分に届いていないという課題についての論点
 - ・ 支援の対象をどう考えるか。
 - ・ 支援の目的と活動内容をどう考えるか。
- 2 支援体制を作る上での課題についての論点
 - ・ 支援の拠点をどう考えるか。
 - ・ 支援の担い手をどう考えるか。
- 3 行政、地域、学校 それぞれの役割についての論点
 - ・ 行政、地域、学校それぞれが担う役割をどう考えるか。
 - ・ 福祉部局等との連携をどのように図っていくか。(家庭教育支援と子育て支援等)

これらの論点を整理するにあたっては、委員から様々な課題や意見が出されており、今後、さらに議論を深めていく必要がある。

今後の議論につなげるため、論点ごとに各委員の課題認識や意見を併記しておく。

(1) 支援が十分に届いていないという課題についての論点

- 支援の手へとつながりにくい、つながることができない家庭がある
- 必要な情報が、必要な時に必要な人に適切かつ十分に伝わっていない

ア 支援の対象をどう考えるか

- ・ ユニバーサル型（全ての家庭対象）、ターゲット型（課題を抱える家庭）の区分で考えてはどうか
- ・ 支援対象の年齢層で考えてはどうか
- ・ 子育て支援との住み分けの基準について（活動内容で行うか）考えて

はどうか

- ・ 将来、親になる児童・生徒に対する支援について考えてはどうか

[論点に対する委員からの主な意見の抜粋]

ユニバーサル型、ターゲット型といった区分が示されているが、どういう層に対して支援が必要かを考えることが課題。「全ての家庭」「課題を抱える家庭」は、どちらかからどちらかに移行したり、また戻ったりということもある。

イ 支援の目的と活動内容について

- ・ 主たる目的をどこに設定するか（予防、課題発見（認知）、課題解決に向けて専門機関につなぐこと・連携 等）
- ・ 設定した目的に向けて、具体的にどのような取り組みが考えられるか

（２）支援体制を作る上での課題についての論点

- 既存の仕組みや取組が十分に機能していない
- 地域は、様々な社会的課題への対応の担い手として期待されており、負担感が大きくなっている

ア 支援の拠点（場所としての拠点）

- ・ 活動の拠点をどこに設置するか

地域の生活圏内にある日常的な学習活動施設である公民館、地域学校協働活動の一環として行うとすれば学校等はどうか

（参考）厚生労働省の施策により、おおむね３歳未満の児童とその保護者を対象とした子育て支援拠点の設置は、「地域子育て支援拠点事業」として推進されている。

[論点に対する委員からの主な意見の抜粋]

共助の関係を創出する地域をどうやって作っていくかが重要。小さなコミュニティの重層的なネットワークを地域というならば、身近なところで共助のコミュニティを創出していけるか、どのように環境作りをしていくのかという議論と、未就学や未就園の子どもを抱えた家庭などそこに乗ることができない家庭の両方に目配りしながら考えていくことが必要。

イ 支援の担い手（組織としての拠点）

- ・ 国では、地域の多様な人材で構成される自主的な集まりである「家庭教育支援チーム」を組織することを推進している。神奈川県家庭教育

支援の推進にあたり、チームの組織化についてどのように考えるか

- ・ 家庭教育支援を推進していくには、どのような人材が必要か。人材育成はどのようにすべきか

(3) 行政、地域、学校 それぞれの役割についての論点

- (1)、(2)を踏まえ、行政、地域、学校がそれぞれ担う役割とは何か
- 福祉部局等との連携をどのように図っていくか

[論点に対する委員からの主な意見抜粋]

(行政の役割)

- ・ 家庭教育支援と子育て支援の境界線はどこか、地区の単位をどうするか、核となる施設や機関は必要で、それを担うのはどこかといった点が課題。また、コーディネーターのような指導者が行政から任命されていることが大切だが、その指導者の位置づけと育成研修が必要。

(地域の役割)

- ・ 「誰が」それを担うのかという点が大切。行政と地域の中間的な存在の人が活動できる社会になっていくとよいが、行政がその仕組みを作るのがよいのか、あるいは、誰もがそのような存在として活動でき、活動しながら普通に生活できる社会になるのがよいのか、を考えることが必要。

(学校の役割)

- ・ 子どものことで困っている保護者は、学校に対し本音を言えないことが多い。まわりでサポートできる、保護者が本音を語れる組織が必要。

(福祉部局等との連携)

- ・ 今まで社会教育ではあまり行われなかった訪問型にリンクして、保健師や民生委員児童委員の活動を通じて、情報を家庭に直接手渡すことができればよい。

(その他)

- ・ 必要としている人のところに、どのような支援を届けるかという観点ではなく、支援する人たちが育っていく、より自立的になっていく、という観点でもよい。何かの支援を通して、人々が自立的になることが、社会教育の取組なのかもしれない。今回はそれを、家庭教育支援を通じて考えているわけだが、より大きな側面から考えることも可能。

家庭教育支援のあり方について議論する上での課題等

事例発表等による情報収集を踏まえた第3回までの議論によって、これからの家庭教育支援のあり方について、現在はどうな課題があるのかという委員の意見を大別した。

(1) 支援が十分に届いていないという課題

支援の手へとつながりにくい、つながることができない家庭がある

- ・困っている家庭、つながれない家庭を、どうつないでいくか。
- ・子育て中の保護者にとって、話を聞き、必要な時に情報を提供し、必要な人や機関につないでくれる人が身近にいない。
- ・講座や体験活動等の取組を行っても、参加しないままの人がいる。
- ・保護者は、困ったときに、最初の救いの手を誰に求めればよいのか分からない状況にある。
- ・子どものことで困り感を持っている保護者は、学校に対してなかなか本音を言えないことが多い。
- ・ひとり親家庭、外国籍の家庭など、家族が多様化している。
- ・障がいのある保護者や、障がいのある子どもにも光をあてていくべき
- ・共働きが増え、子どもと接する時間や学校などの機関と関わる時間もない保護者が多い中で、そういう人たちを地域とどのようにつなげていくか。
- ・誰もが、ちょっとしたことで孤立化してしまう社会状況であり、経済的な貧困だけでなく関係性の貧困が広がっている。

必要な情報が、必要な時に必要な人に適切かつ十分に伝わっていない

- ・情報が、事実でないことも含めて、保護者同士の SNS でのやり取りで一人歩きして伝わっていく傾向がある。
- ・よい取組が行われていても、PR が効果的に行われず、きちんと伝わっていない。
- ・必要な家庭に必要な情報をどのように伝えていくかが課題。特に、父子家庭に対してどのように情報を伝えるか。

(2) 支援体制を作る上での課題

既存の仕組みや取組が十分に機能していない

- ・スクールソーシャルワーカーの活動が、学校現場を含めて十分に認知されていない。
- ・地域で活動する民生委員の人数は十分ではなく、民生委員のみでその役割を果たすことは困難。
- ・様々な役割が細分化され、それをどうコーディネートするか考えなければいけなくなっている。(細分化することで生じている課題)

地域は、様々な社会的課題への対応の担い手として期待されており、負担感が大きくなっている

- ・様々な社会的課題に対し、ばらばらに施策が打たれ、それを実際に引き受けるのは同じ地域の方という状況があり、地域はいっぱいになってしまう。

(資料編)

資料編

1 諮問文

生 学 第193号

平成31年 1 月24日

神奈川県生涯学習審議会会長 殿

神奈川県教育委員会



神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について（諮問）

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により諮問します。

1 諮問事項

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について

2 諮問理由

家庭教育は、学校教育、社会教育とともに、教育活動の大きな柱の一つであり、平成18年の教育基本法改正で、国及び地方公共団体は、家庭教育の支援に努めなければならないと規定された。これを踏まえ、平成20年の社会教育法改正で、家庭教育に関する情報の提供が教育委員会の事務として規定された。

こういった動きを受けて、本県では、第9期生涯学習審議会（平成20年6月～平成22年6月）において「家庭教育支援」をテーマとして取り上げ、行政に期待される家庭教育支援の基本的な視点や、参加型講座等で活用できる実践例を集めた家庭教育支援ブックレットについて御提言いただいた。しかし、その後、国庫補助事業の拡大や、全国でのスクールソーシャルワーカー活用の進展、他県における家庭教育支援条例の制定など、家庭教育支援を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした中、国は、家庭教育支援の基本的な方向性として①親の育ちを応援する②家庭のネットワークを広げる（家庭の人間関係を広げる）③支援のネットワークを広げるの3つを示し、これを具体化する有効な一方策として、地域の多様な人材で構成される「家庭教育支援チーム」の組織化を推進している。

一方、本県教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」においては、「子育て・家庭教育への支援」を重点的な取組みの一つとして位置づけ、保護者向け家庭教育学習資料の作成や、事業者と連携・協力して家庭教育の機運を高める取組み等を行ってきた。さらに平成30年度からは国庫補助事業を活用して、市町村の家庭教育支援事業の促進を図っている。

しかしながら、文部科学省や厚生労働省の調査によれば、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに悩みや不安を抱えながら、相談できる人が身近にいない保護者の割合は依然高い状況にある一方で、本県においては文部科学省登録の「家庭教育支援チーム」が1チームにとどまっているなど、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりや支援に対する理解が深まっているとはいえない状況にある。

こうしたことから、国が示している家庭教育支援の基本的な方向性を踏まえながら、これを具体的な施策としていくため、地域全体で家庭教育を支援する基本的な考え方や、家庭教育支援と子育て支援との関わりを整理し、併せて、県及び市町村に求められる役割や、「家庭教育支援チーム」を始めとする地域が家庭を支える仕組み等について御審議いただきたい。

2 第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会委員名簿

【第14期】

◎任期：平成30年11月9日～令和2年11月8日

氏 名	役 職 等（就任時）	備 考
青木 信二	公募委員	
足立原 隆之	神奈川県PTA協議会会長	令和2年5月25日から
市川 さとし	神奈川県議会議員	令和元年5月17日から
大田 裕多佳	（一社）神奈川県専修学校各種学校協会副会長	
大橋 昌行	（一社）神奈川県経営者協会人材活性化委員	
大村 悠	神奈川県議会議員	令和2年5月25日から
小野 晴子	公募委員	
木下 敬之	神奈川県公民館連絡協議会会長	
小池 茂子	聖学院大学教授	【副会長】
小山 徹	神奈川県公立中学校長会書記	令和元年5月17日から
鈴木 紀子	横浜国立大学 男女共同参画推進センター准教授	
鈴木 眞理	青山学院大学教授	【会長】
萩原 建次郎	駒澤大学教授	
秦野 裕子	神奈川県公立小学校長会副会長	令和2年5月25日から
外村 智昭	海老名市教育委員会学び支援課長兼若者支援室長 事務取扱	令和元年5月17日から
山田 信江	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事	
吉田 洋子	特定非営利活動法人かながわ女性会議理事長	

（前委員）

氏 名	役 職 等（就任時）	備 考
浅野 邦彦	神奈川県公立小学校長会副会長	令和元年5月17日から令和2年5月25日まで
小沼 徹	神奈川県公立小学校長会副会長	令和元年5月17日まで
河本 文雄	神奈川県議会議員	令和元年5月17日から令和2年5月25日まで
岸部 都	神奈川県議会議員	令和元年5月17日まで
越地 祐一郎	神奈川県PTA協議会執行役員	令和2年5月25日まで
小林 誠	海老名市教育委員会学び支援課長兼若者支援室長 事務取扱	令和元年5月17日まで
田村 ゆうすけ	神奈川県議会議員	令和元年5月17日まで
野崎 智	神奈川県公立中学校長会会計	令和元年5月17日まで

【第15期】

◎任期：令和2年11月10日～令和4年11月9日

氏 名	役 職 等（就任時）	備 考
青木 信二	公募委員	
市川 さとし	神奈川県議会議員	
大田 裕多佳	（一社）神奈川県専修学校各種学校協会副会長	
大橋 昌行	（一社）神奈川県経営者協会人材活性化委員	
小野 晴子	公募委員	
上村 和彦	愛川町教育委員会生涯学習課長	
夏井 美幸	神奈川県公民館連絡協議会会長	令和4年4月1日から
小池 茂子	聖学院大学教授	【副会長】
小森 素好	神奈川県PTA協議会副会長	令和3年4月28日から
小番 奈緒美	神奈川県公立中学校長会書記	令和4年5月12日から
鈴木 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員	
鈴木 眞理	青山学院大学教授	【会長】
橋本 恵美子	神奈川県公立小学校長会総務部長	令和4年5月12日から
萩原 建次郎	駒澤大学教授	
山田 信江	神奈川県社会教育委員連絡協議会理事	
山本 哲	神奈川県議会議員	令和4年5月25日から
吉田 洋子	特定非営利活動法人かながわ女性会議理事長	

（前委員）

氏 名	役 職 等（就任時）	備 考
足立原 隆之	神奈川県PTA協議会会長	令和3年4月28日まで
大村 悠	神奈川県議会議員	令和3年5月25日まで
小川 百合子	神奈川県公立小学校長会副会長	令和3年4月28日から 令和4年5月11日まで
河本 文雄	神奈川県議会議員	令和3年5月25日から 令和4年5月24日まで
木下 敬之	神奈川県公民館連絡協議会会長	令和4年3月8日まで
小山 徹	神奈川県公立中学校長会書記	令和3年4月28日まで
秦野 裕子	神奈川県公立小学校長会副会長	令和3年4月28日まで
宮坂 賀則	神奈川県公立中学校長会書記	令和3年4月28日から 令和4年5月11日まで

3 第14期・第15期神奈川県生涯学習審議会開催状況

第14期神奈川県生涯学習審議会開催状況

第1回	開催日・会場	平成31年1月24日（木） 横浜市開港記念会館6号室
	内容	○第14期生涯学習審議会会長・副会長の選出について ○生涯学習審議会に対する神奈川県教育委員会からの諮問
第2回	開催日・会場	令和元年6月6日（木） 神奈川産業振興センター6階大研究室
	内容	○家庭教育支援に関する取組事例等について ・厚木市の「地域ぐるみ家庭教育支援事業」について ・社会教育における家庭教育支援のあり方について
第3回	開催日・会場	令和元年7月26日（金） かながわ県民センター305会議室
	内容	○家庭教育支援の福祉関係についての情報提供 ・スクールソーシャルワーカーの活動について ・民生委員児童委員、主任児童委員の活動について
第4回	開催日・会場	令和元年9月2日（月） 県立川崎図書館カンファレンスルーム
	内容	○家庭教育支援についての論点整理 ・現状の家庭教育支援の課題について ・今後の議論に向けて論点を整理 ○家庭教育支援実施状況調査について
第5回	開催日・会場	令和元年12月20日（金） 波止場会館1階多目的ホール
	内容	○市町村における「家庭教育支援」「子育て支援」取組状況調査結果について ○家庭教育支援に関する取組事例について ・世田谷区版の「利用者支援事業」について ○家庭教育支援条例について
第6回	開催日・会場	令和2年10月28日（水） 書面開催
	内容	○第14期神奈川県生涯学習審議会 現時点での論点整理について

第15期神奈川県生涯学習審議会開催状況

第 1 回	開催日・会場	令和3年5月14日（金） かながわ県民センター301会議室
	内容	○第15期生涯学習審議会会長・副会長の選出について ○第15期の審議内容について ○答申の方向性案について ○家庭教育支援条例について
第 2 回	開催日・会場	令和3年9月16日（木） 書面開催
	内容	○第15期生涯学習審議会答申の骨子案について
第 3 回	開催日・会場	令和4年5月13日（金） 神奈川県庁東庁舎教育委員会会議室
	内容	○答申素案について ○家庭教育支援条例について
第 4 回	開催日・会場	令和4年10月6日（木） 書面開催
	内容	○答申最終案について

※ 令和4年9月現在

4 生涯学習審議会関係法令

神奈川県生涯学習審議会条例

平成4年3月31日条例第9号

改正 平成12年11月28日条例第73号

(趣旨)

第1条 この条例は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第4項の規定に基づき、神奈川県生涯学習審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例73号〕

(委員)

第2条 神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験を有する者及び神奈川県議会議員のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

2 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験を有する者のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月28日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成二年六月二十九日号外法律第七十一号 (抜粋)

(都道府県生涯学習審議会)

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

5 家庭教育支援関連法令

教育基本法

平成十八年法律第二十号（抜粋）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法

昭和二十四年六月十日法律第二百七号
最終改正令和元年法律第十一号（抜粋）

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（第2項 略）

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。（以下、略）

神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について

(答申)

令和4年11月発行

編集 第14期・15期神奈川県生涯学習審議会

発行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課
(神奈川県生涯学習審議会事務局)

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111 (代表)